

障害者基本計画素案

目 次

1	基本的な考え方	1
1-1	計画策定の趣旨	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	基本理念	4
1-4	基本目標	5
1-5	障害者の状況	7
(1)	人口の推移	7
(2)	障害者数の推移	8
(3)	身体障害者の状況	9
(4)	知的障害者の状況	11
(5)	精神障害者の状況	12
2	計画と目標	13
2-1	啓発・広報	14
(1)	市民・障害者に対する啓発・広報	15
(2)	福祉に関する学習等の推進	17
2-2	教育・育成	19
(1)	障害児に対する教育施策の充実	20
(2)	障害児に対する育成施策の充実	22
2-3	雇用・就労	24
(1)	雇用環境の整備，職業相談の充実	25
(2)	福祉的就労の確保	27
2-4	保健・医療	29
(1)	障害の予防と早期発見	30
(2)	医療，リハビリテーションの充実	32
(3)	精神保健福祉施策の充実	33
2-5	福祉	35
(1)	在宅福祉サービスの充実	36
(2)	施設福祉の充実	38
(3)	生活安定施策の充実	39
(4)	相談体制の充実	41

2-6	ひとづくり	43
(1)	福祉人材の育成・確保.....	44
(2)	障害者団体・ボランティア団体の育成.....	46
2-7	まちづくり	48
(1)	公共建築物・公園の整備改善.....	49
(2)	住みよい住宅環境への支援.....	52
(3)	移動・交通環境の整備.....	53
(4)	防災・防犯対策の推進.....	55
2-8	社会参加	57
(1)	地域活動への参加促進.....	58
(2)	スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進.....	60

1 基本的な考え方

1-1 計画策定の趣旨

- ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある方の立場に立った制度とするため、身体障害及び知的障害のある方の福祉サービスについては、平成15年4月に、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、利用者自らサービスを選択し事業者との契約によりサービスを利用する「支援費制度」に移行しました。
- さらに、平成17年10月には障害者自立支援法が成立し、障害福祉施策が抜本的に改革されました。「支援費制度」では対象となっていなかった精神障害のある方も含め、すべての障害のある方が必要なサービスを安定的かつ効率的に利用できるようになり、平成18年4月から（一部は平成18年10月から）施行されています。
- このような中で、これからの障害福祉施策は、障害者自立支援法で示されているように、市町村を中心とした地域福祉の充実を目指し、障害者とその年齢や障害種別等にかかわらず、身近なところで必要なサービスを受けながら、安心して暮らせる地域づくりが求められています。
- 障害者基本法に基づく「障害者基本計画」は、地域の障害者の状況を踏まえ、障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにする計画あり、平成16年6月の「障害者基本法」の改正により、策定をすることとなっています。
- 他方、障害者自立支援法に規定された「障害福祉計画」は、各年度における福祉サービスの種類ごとに必要量の見込みやその確保のための方策等を定めるもので、市町村における障害福祉サービスの計画的な基盤整備のために策定するものです。
- 障害者自立支援法の理念である障害者の自立を支援に向けては、「障害福祉計画」に定める福祉サービス等の提供とあわせて、道路や住宅等の環境の整備、地域社会による支え合いなど、障害者を取り巻く環境づくりを一体的に進めることが必要です。
- これらを踏まえ、本市においては、関連する各種計画や国・県の障害者基本計画との整合性をとりつつ、関係各課との協議・調整を図りながら、「障害者基本計画」を策定するとともに、別に策定する「障害福祉計画」との整合性のとれた一体的な策定及び障害者福祉施策の推進を図ります。

1-2 計画の位置づけ

本市では、平成18年3月薩摩川内市基本構想を定め、「“地域力”が奏でる“都市力”の創出」を基本理念とし、平成17年度から平成26年度までを計画期間とする「第1次薩摩川内市総合計画」に基づき、「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」を目指しています。

この障害者基本計画は、「第1次薩摩川内市総合計画」「地域福祉計画」を上位計画として、「すべての市民が住みよいまち・薩摩川内市をめざして」を基本理念に目標を定め、取り組みを体系化するものとして位置づけます。

また、本市においては、支援を必要とする対象者ごとに「老人保健福祉計画」「第3期介護保険事業計画」「次世代育成支援対策地域行動計画」、さらには健康づくりの基本計画である「健康さつませんだい21」を策定し、施策を展開しています。計画期間や内容については下記のとおりです。

□ 計画期間について

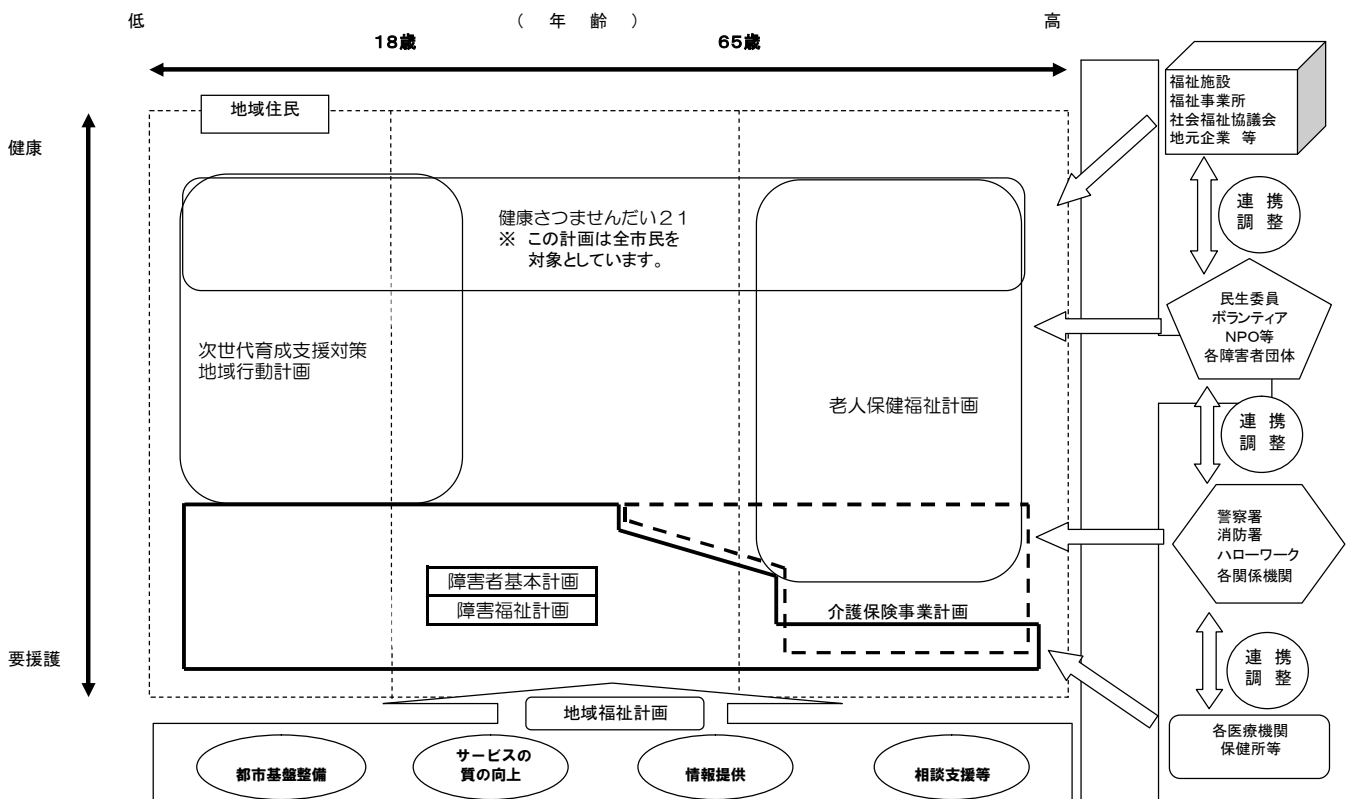
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
第 一 次 薩摩川内市 総合計画	基本構想①	10年間										
	基本計画②	上期5年					下期5年					
	実施計画③	毎年計画内容を見直し										
地 域 福 祉 計 画	④			10年間（平成28年まで）								
障 害 者 基 本 計 画	⑤		6年間									
障 害 福 祉 計 画	⑥		第1期(3年間)		第2期(3年間)							

健康さつませんだい 21			4年間				見直し					
老人保健福祉計画 第3期介護保険事業計画		3年間										
次世代育成支援対策地域行動計画		前期計画（5年）				見直し	後期計画（5年）					

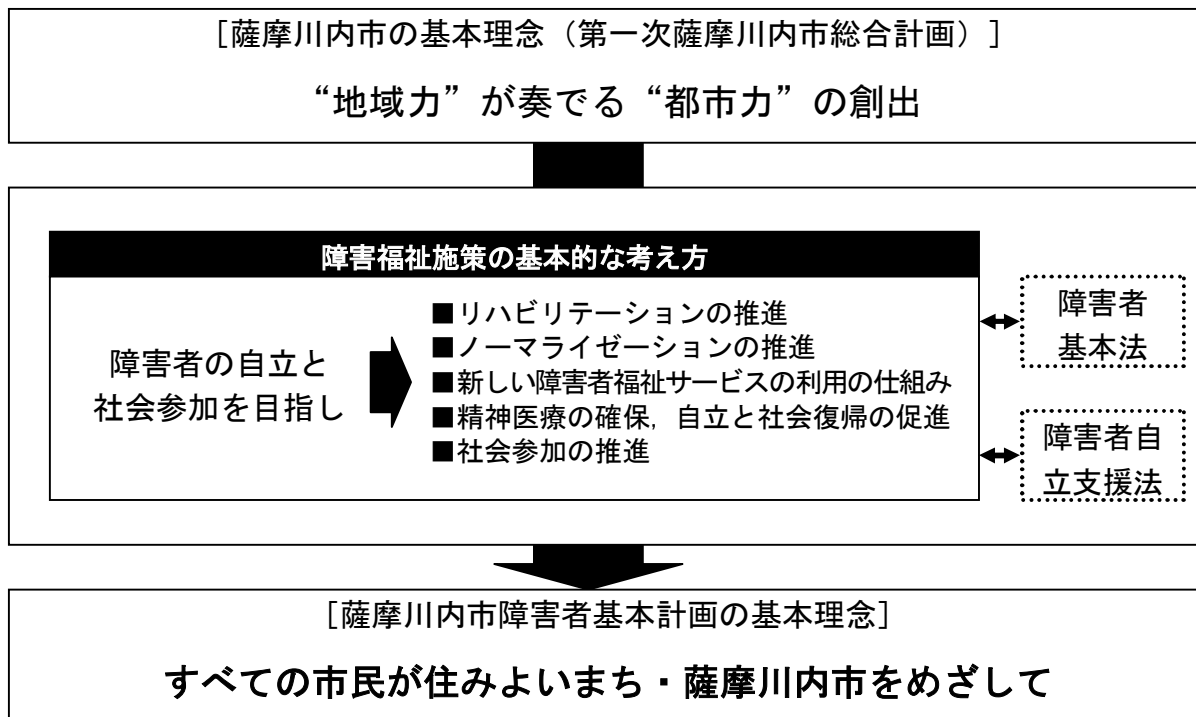
□ 計画の内容について

- ① 薩摩川内市の全領域にわたる中長期的な目標、いわゆる都市としてのあるべき姿、目指すべき方向を示す計画です。
- ② 薩摩川内市の解決すべき課題を把握した上で、基本構想の目標達成に向けた街づくり施策の方向を総合的・体系的に示す計画です。
- ③ 基本計画に基づいて具体的な施策を展開するための計画です。毎年計画内容を見直します。
- ④ 第1次薩摩川内市総合計画の基本理念に基づいた、地区コミュニティ協議会・保健福祉分野の最上位計画です。5年に1回見直しを行います。
- ⑤ 「障害者基本法」に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画です。
- ⑥ 「障害者自立支援法」に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画です。今回は第1期（平成18年度から20年度まで）を計画期間とします。

図表：計画の位置づけ



1-3 基本理念



1-4 基本目標

基本目標を定めるにあたり、次の基本的視点を考慮し、基本目標を設定します。

- ① 障害者が社会的・教育的・職業的に差別を受けることがなく、障害を持たない人が障害者を正しく理解し、偏見や差別することがない平等な社会づくり
- ② 障害者が積極的に社会活動へ参加できる体制づくりと、社会活動へ参加する意識・意欲の向上
- ③ 障害者が不利益を受けることがなく、安心して通常の家庭生活や社会生活ができ、安全かつ自由に外出・移動ができる環境づくり

(1) 障害者への理解の推進

障害を持つ人も持たない人も日常生活において同じ人間として平等であることを正しく理解・認識し、偏見や差別的意識、障害者を庇護されるべき存在としてとらえられる意識上の障壁をなくし、やさしさや思いやりの心を育てることに努めます。

また、障害者にとって快適な生活、質の高い生活環境、豊かな自然環境、魅力ある都市環境を備えた「住みよいまち」をつくっていくことは、市民が生活しやすい、市民のための「住みよいまち」に他ならないという観点から、行政・民間等一体となって、すべての事業において関係機関・団体との連携を図り、障害者の参加や利便を前提にした措置を講ずることに努めます。

(2) 障害者の社会参加の推進

障害者は社会の一員として、教育・職業・社会参加事業等において障害を持たない人と同等の権利を有し、障害者が生涯にわたって主体的・積極的に持てる能力を助長し、または最大限に発揮できるように、選択・参加ができ自立を促進する施策・体制等の推進を図ります。

(3) 障害者にやさしいまちづくりの推進

障害者を取り巻く生活・社会環境には、様々な障壁があり、障害者が安心してすこやかな生活を送り、安全かつ自由に外出・移動、社会活動ができるように、市民の理解と民間団体等の協力を求め、官民一体となって、交通基盤・建築物等の公共施設や民間施設の整備、点字・表示等の拡充を推進します。

(4) 時代のニーズに適した障害者施策の推進

近年、障害程度の重度化や障害の種類の種類化等の傾向が見られ、また、介護する家庭環境も核家族化・少子化等大きく変化しています。

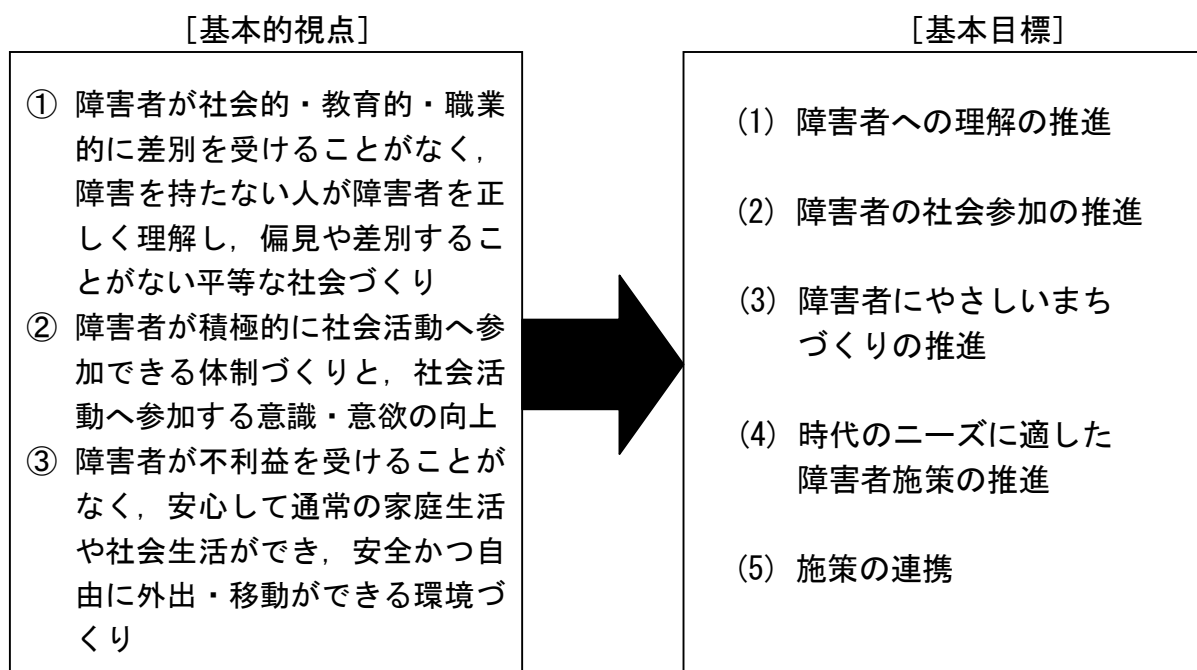
そのため、時代のニーズに適し、障害環境の多様化に対応できる福祉サービスの充実

や、悩みや心配ごとの相談体制の整備等を、関係機関・団体との連携を図りながら、障害者が基本的人権を持つひとりの人間として生活ができるよう、その向上に努めます。

また、高齢社会の進展同様、障害者の高齢化も特徴のひとつであることから、その施策の展開に努めます。

(5) 施策の連携

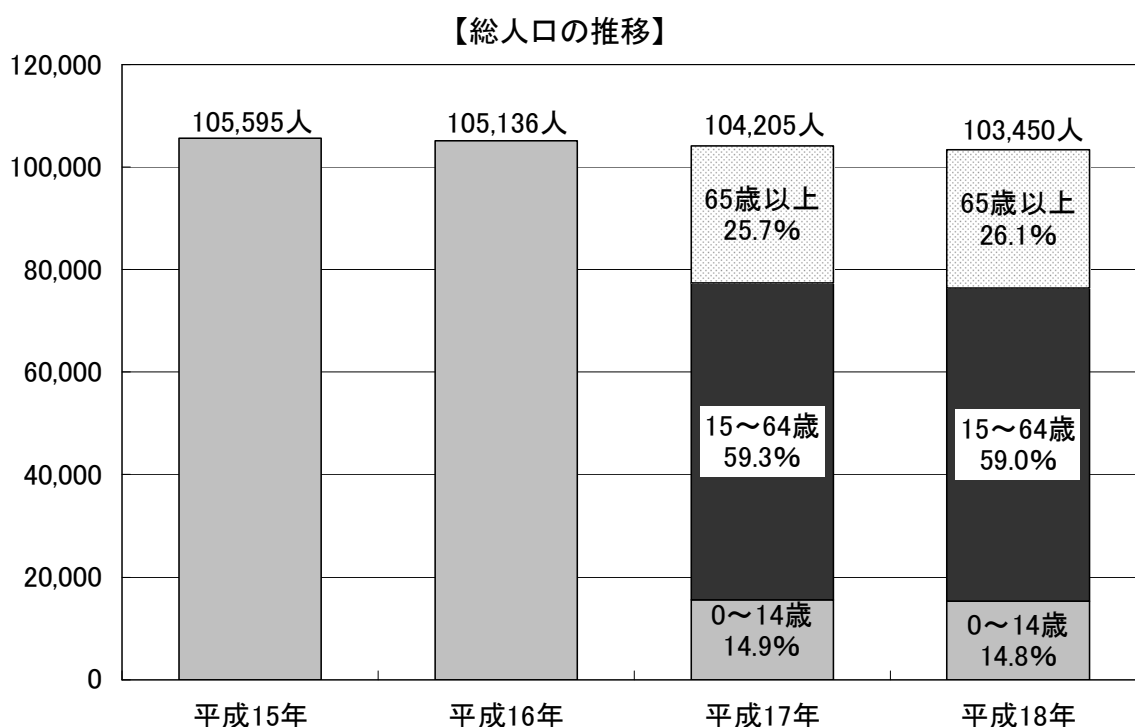
障害者施策には公的サービスの提供、人的資源の活用、社会生活環境の整備、生きがい対策等、広範多岐にわたっていることから、その推進にあたっては、関係機関・団体とのネットワーク化に努めるとともに、関連施策との連携を図り、総合的・体系的な施策の展開に努めます。



1-5 障害者の状況

(1) 人口の推移

- 本市の総人口は、平成18年10月1日現在で103,450人となっており（住民基本台帳ベース）、近年の推移は減少傾向にあります。平成15年時点と比較すると、マイナス2.0%とわずかに減少しています。
- 地域別に見ると、川内地域に総人口の約7割が集中している状況であり、その他の地域より減少率は低くなっています。
- また、高齢化率は26.1%となっています。



	平成15年10月1日		平成16年10月1日		平成17年10月1日		平成18年10月1日	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
全体	44,621	105,595	44,786	105,136	44,924	104,205	45,102	103,450
川内地域	30,865	73,575	31,017	73,442	31,140	73,028	31,375	72,858
樋脇地域	3,272	7,897	3,296	7,853	3,366	7,777	3,388	7,698
入来地域	2,683	6,366	2,695	6,315	2,671	6,206	2,650	6,051
東郷地域	2,425	6,155	2,436	6,143	2,464	6,149	2,476	6,080
祁答院地域	1,907	4,738	1,902	4,686	1,912	4,620	1,886	4,503
里地域	625	1,479	653	1,496	650	1,454	651	1,426
上甑地域	960	1,877	942	1,796	919	1,720	900	1,668
下甑地域	1,497	2,815	1,473	2,737	1,444	2,628	1,422	2,569
鹿島地域	387	693	372	668	358	623	354	597

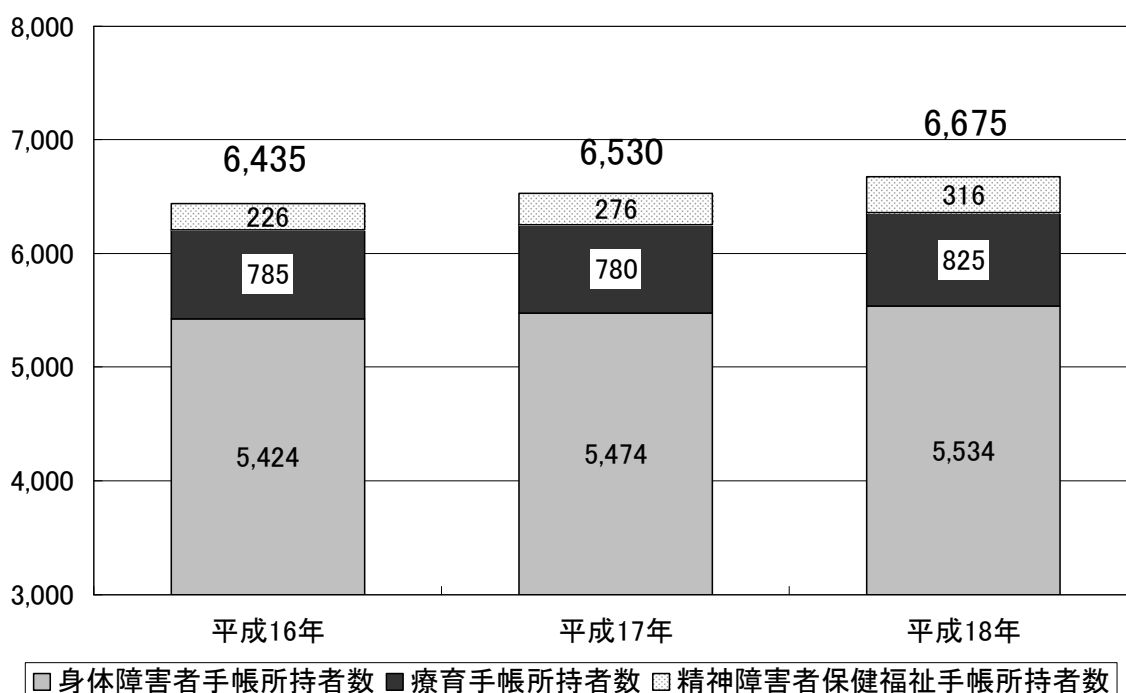
資料：住民基本台帳

※平成15・16年については、合併前のため年齢別人口が把握できておりません。

(2) 障害者数の推移

- 本市における障害者手帳所持者数は、平成 18 年 4 月 1 日現在、身体障害者手帳所持者数 5,534 人、療育手帳所持者数 825 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数 316 人となっています。
- 平成 16 年時点と比較すると、身体障害者手帳所持者数は 2%増、療育手帳所持者数は 5%増、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 40%増となっています。
- 平成 18 年 4 月 1 日現在の本市の障害者手帳所持率（人口に占める障害者手帳所持者数の割合）は 6.45%となっており、平成 16 年時点と比較すると、微増傾向にあります。

【障害者手帳所持者数の推移】



【障害者手帳所持率の比較】

	平成16年	平成17年	平成18年
身体障害者手帳所持率	5.16%	5.25%	5.35%
療育手帳所持率	0.75%	0.75%	0.80%
精神障害者保健福祉手帳所持率	0.21%	0.26%	0.31%
合計	6.12%	6.27%	6.45%

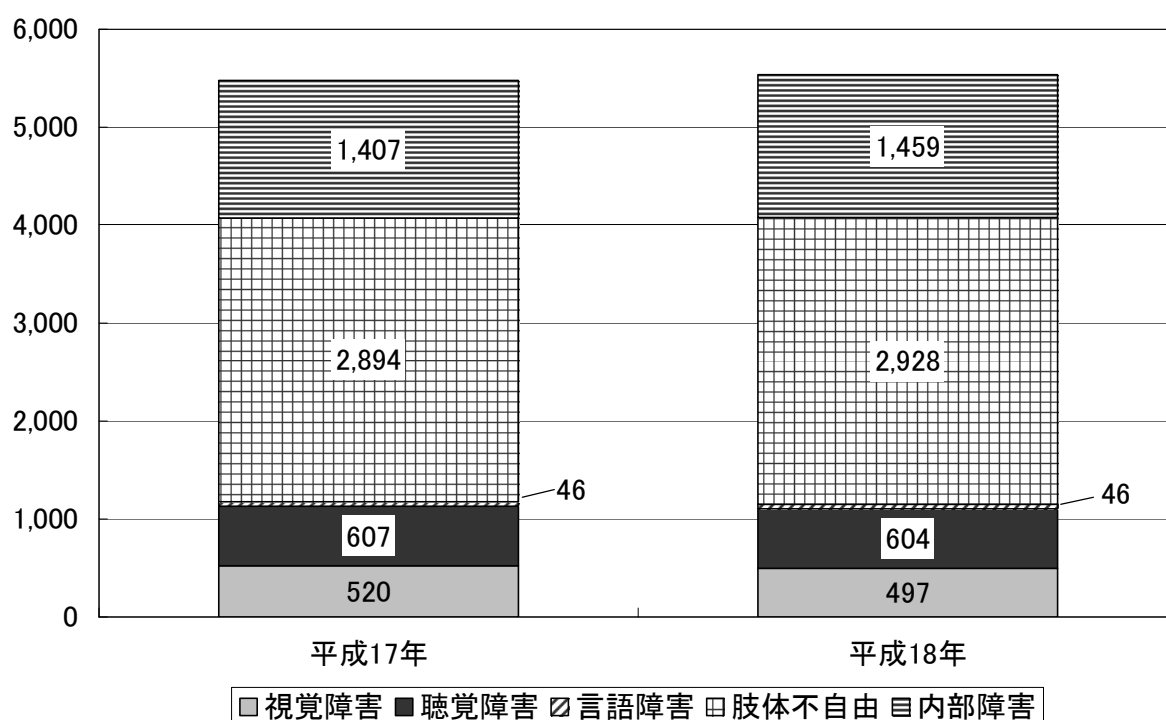
※人口は住民基本台帳ベース。

※障害者手帳所持率＝障害者手帳所持者数÷住民基本台帳人口。

(3) 身体障害者の状況

- 平成18年4月1日現在における身体障害者手帳所持者の障害の種類は、「肢体不自由」2,928人、「内部障害」1,459人、「聴覚障害」604人、「視覚障害」497人、「言語障害」46人であり、半数以上が「肢体不自由」となっています。
- 次ページにありますように、障害の程度では1級がもっとも多く、1・2級の重度障害者が47.1%と約半数を占めます。

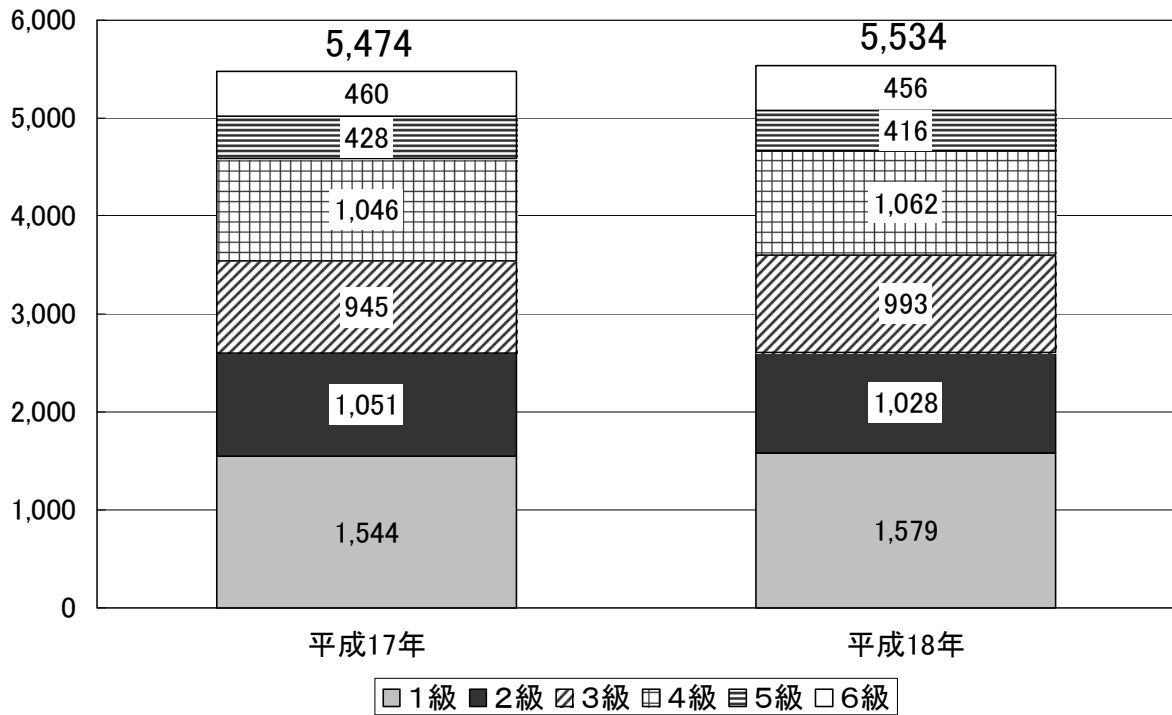
【身体障害者手帳所持者の障害の種類】



	平成17年	平成18年	
		人数	構成比
視覚障害	520	497	9.0%
聴覚障害	607	604	10.9%
言語障害	46	46	0.8%
肢体不自由	2,894	2,928	52.9%
内部障害	1,407	1,459	26.4%
合計	5,474	5,534	100.0%

※各年4月1日現在

【身体障害者手帳所持者の障害の程度】



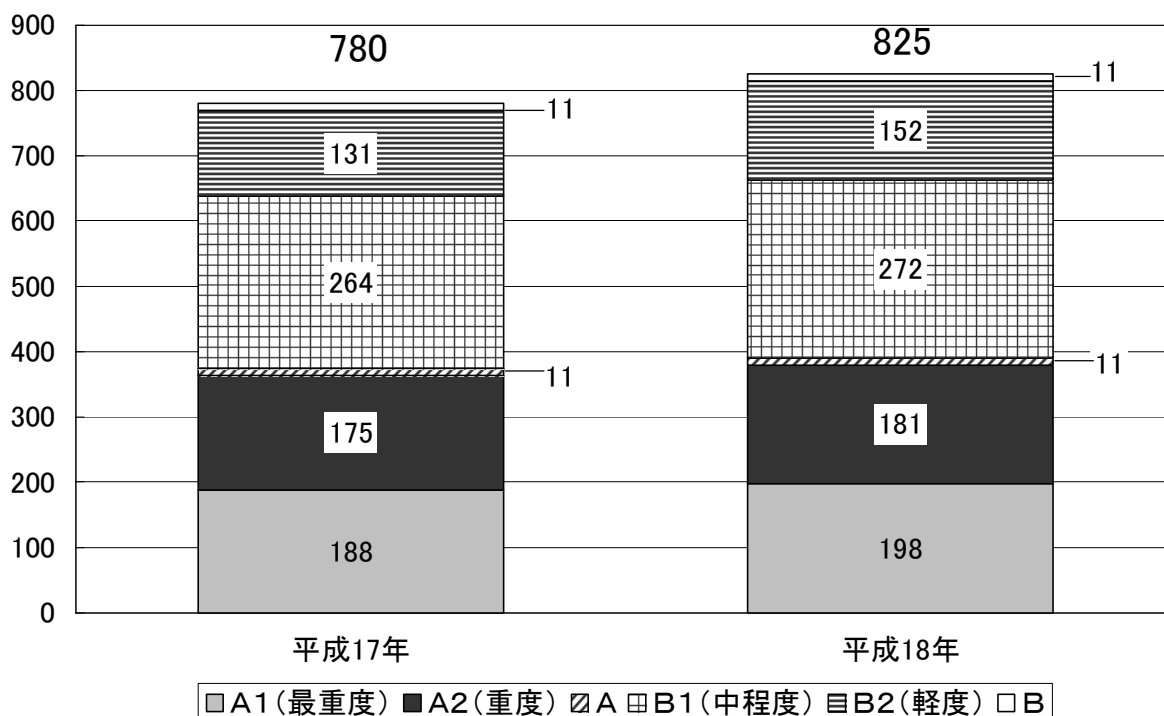
※各年4月1日現在

※障害の程度における重度とは1・2級，中度とは3・4級，軽度とは5・6級を指す。

(4) 知的障害者の状況

- 平成18年4月1日現在、障害の程度は中程度であるB1が最も多く、軽度であるB2の人を含めると全体の約半数を占めます。
- 平成17年から平成18年の1年間で、療育手帳所持者全体として約5%程度の増加が見られます。

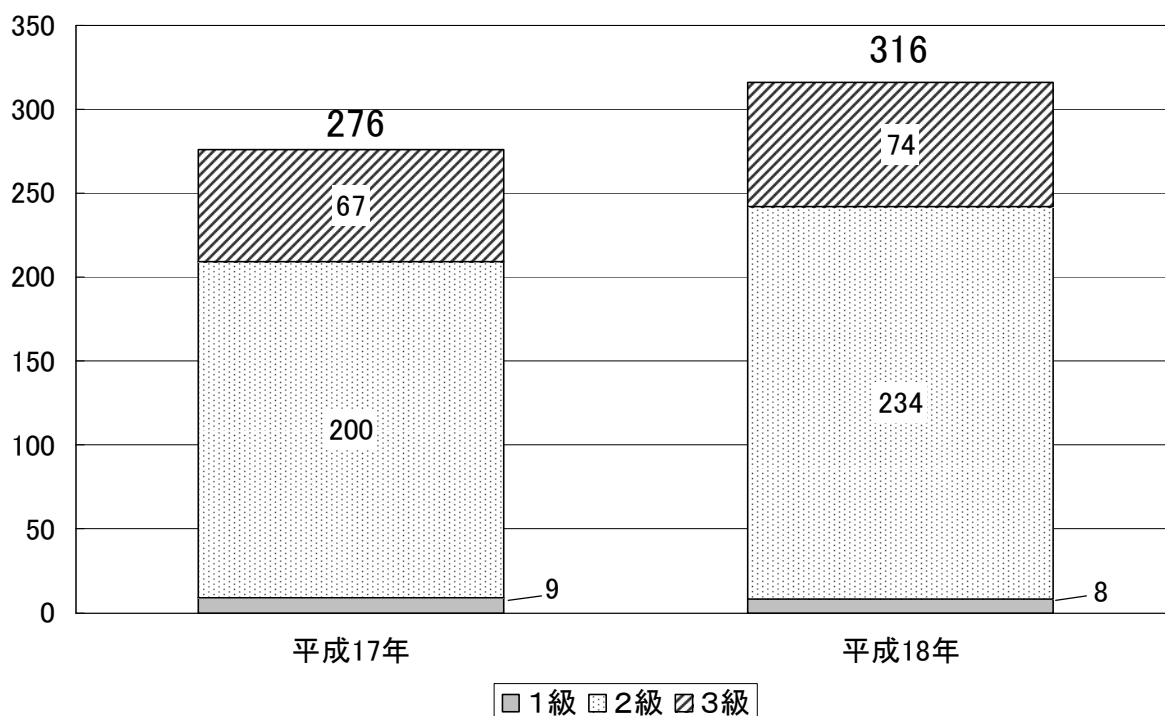
【療育手帳所持者の障害の程度】



(5) 精神障害者の状況

- 精神障害者保健福祉手帳所持者の障害の程度は、2級の人をもっとも多くなっています。
- 平成17年から平成18年の1年間で、精神障害者保健福祉手帳所持者全体として約15%程度の増加が見られます。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の障害の程度】

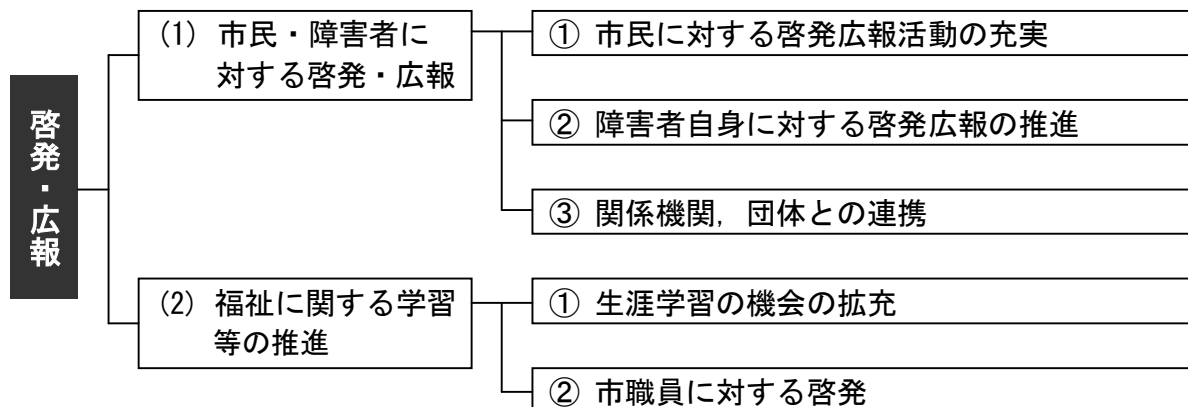


2 計画と目標

図表 基本施策の体系（素案）



2-1 啓発・広報



(1) 市民・障害者に対する啓発・広報

【現状と課題】

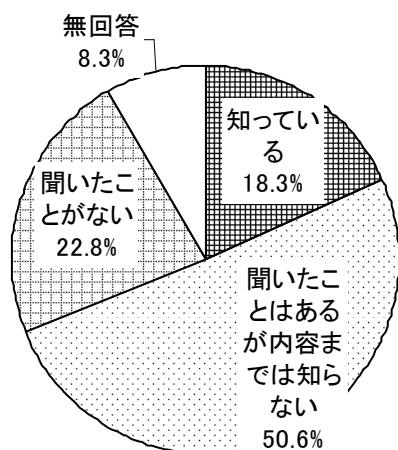
市民に対する啓発・広報は「広報薩摩川内」の月2回発行（年24回）や、チラシ配布・街頭キャンペーン、ボランティア団体の活動を報道機関の協力により市民に紹介する等の活動を行っています。

一方、障害者自身に対する啓発・広報については、身体障害者手帳交付時における「福祉のしおり」等の配布や、「広報薩摩川内」をテープや点字にして視覚障害者への利便を図っています。

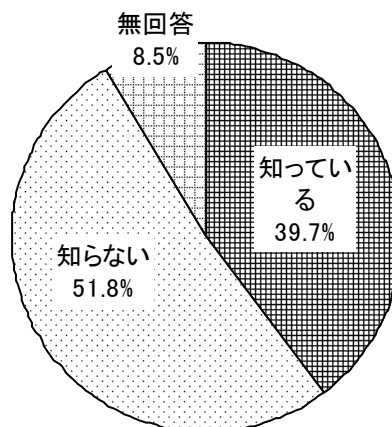
しかし、市民の障害者に対する理解は十分とはいえず、一層の理解を深めるため広報手段のあり方の検討が必要です。

アンケート調査によると、障害者自立支援法とそれに伴う障害福祉サービス利用時の自己負担に関する認知度について、「聞いたことがない」「知らない」との回答が多くなっています。また、次ページのグラフのように、福祉サービス制度の情報収集手段は「広報紙」によるものが最も多く、次いで「新聞、テレビ、雑誌等」、「市役所の窓口」となっています。このことをみても、市の広報紙の重要性は高く、充実が求められていることがわかります。

障害者自立支援法の認知度

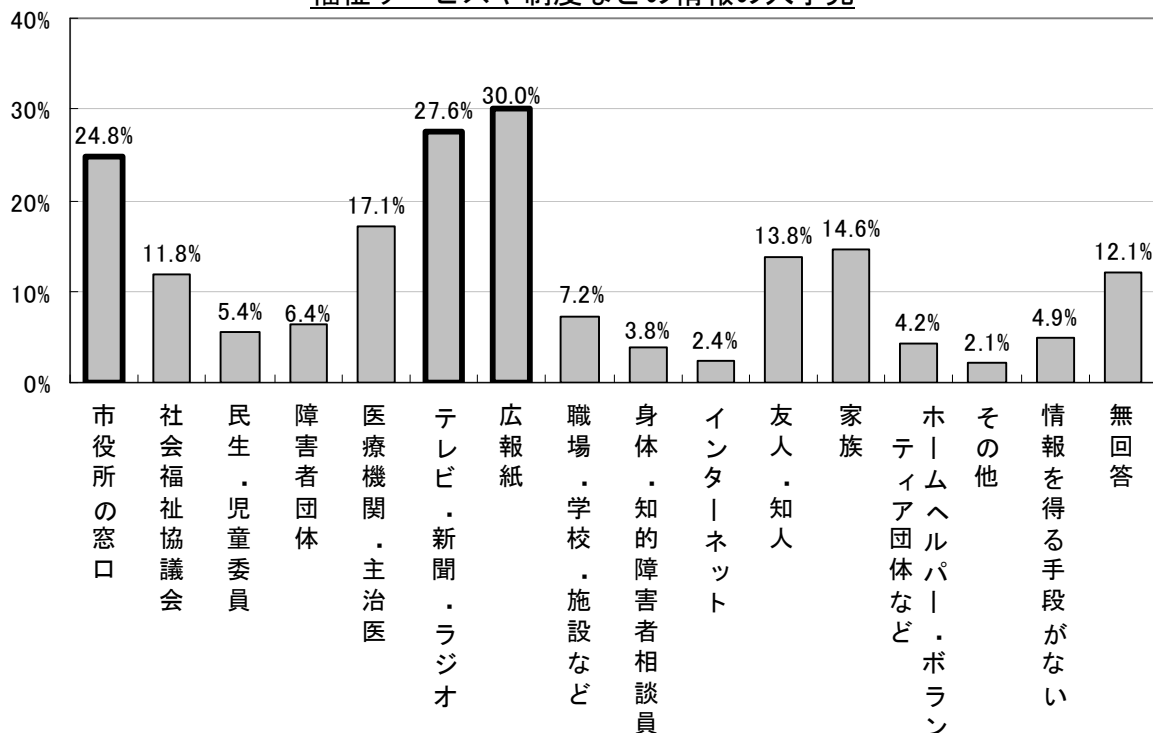


サービス利用時の自己負担に関する認知度



資料：薩摩川内市障害者アンケート調査（平成18年度）

福祉サービスや制度などの情報の入手先



資料：薩摩川内市障害者アンケート調査（平成18年度）

【計画と目標】

① 市民に対する啓発広報活動の充実

- 「広報薩摩川内」による広報の充実と、障害関連特集記事の内容充実
- 「障害者の日（12月9日）」や「知的障害者福祉月間（9月）」等の機会の活用
- メディア（新聞、テレビ、インターネット等）との協力の推進
- 障害者の地域行事等への参加促進による交流の拡大

② 障害者自身に対する啓発広報の推進

- 情報通信機器等の活用による情報ネットワーク化

③ 関係機関、団体との連携

- 各種障害者団体、ボランティア団体等との連携強化による障害者団体活動への支援

(2) 福祉に関する学習等の推進

【現状と課題】

障害者問題に対する理解を深めるためには、福祉に関する講習会、講座等の開催が必要です。更には、様々な活動の中に障害者を受け入れる体制づくりと障害者に対する動機づけを行う必要があります。

現在、市内の地区コミュニティ協議会や公民館等により、福祉等の生涯学習の振興に取り組んでいます。中央公民館では、「中央公民館講座」が開設され、障害者や高齢者等に対する理解を深めボランティア活動の実践を学ぶ「ボランティア活動のすすめ」という講座名で開設を行っており、平成17年度は7名が受講されました。また、11月には里地域で「生涯学習推進大会」が、2月には川内文化ホールにおいて「生涯学習フェスティバル」が開催されました。

今後は、障害者や高齢者等の社会的に弱い立場に置かれている人々が、等しく尊重され平等な関係で共生できる社会づくりを目指し、福祉に関する学習等の推進を図ることが必要です。

障害者福祉に関連する主な市民講座等

講習会名	テーマ・内容	主管
点訳奉仕員養成講習会	視力障害者の社会復帰を促進するため、点字習得・点役者養成を行う講習会	高齢・障害福祉課
朗読奉仕員養成講習会	視力障害者の社会復帰を促進するため、朗読奉仕員の養成を行う講習会	高齢・障害福祉課
手話奉仕員養成講座 (入門・基礎課程)	手話により聴覚障害者との交流を図りたい方のための講習会	高齢・障害福祉課
要約筆記奉仕員養成講習会	要約筆記奉仕員を養成するための講習会	県身体障害者福祉協会
ボランティア養成講座	ボランティアの意義・重要性についての学習や各種施設等での実践活動を行う	中央公民館

資料：高齢・障害福祉課

【計画と目標】

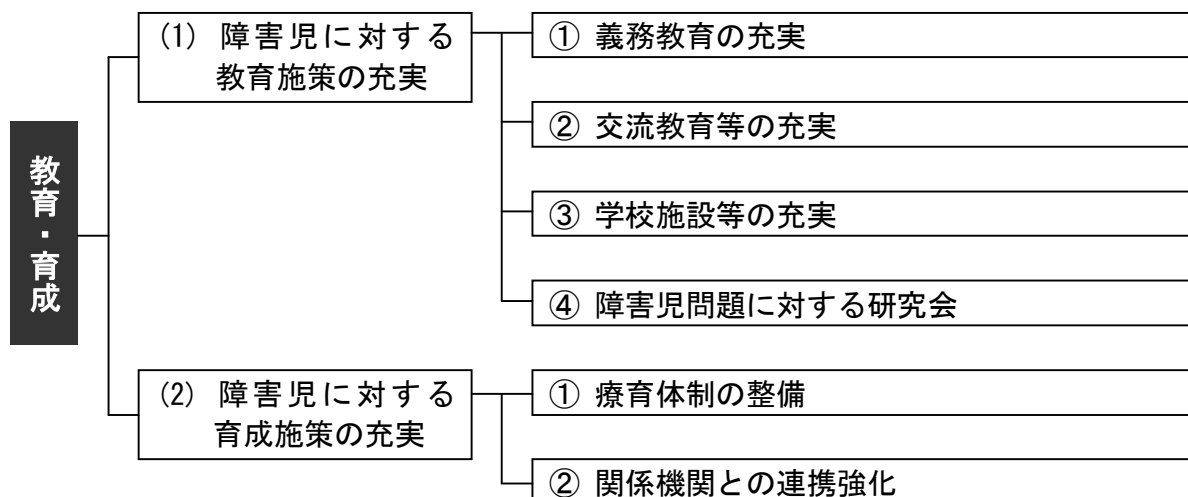
① 生涯学習の機会の拡充

- 障害福祉に関する学習会等の推進
- 障害者の積極的な地域交流の推進
- 各種講座，教室等への障害者の参加促進及び受入れ体制の整備
- 公民館及び生涯学習推進機関での福祉等に関する学習機会の拡大

② 市職員に対する啓発

- 市職員に対する障害者制度等についての研修の充実
- 市職員の障害者に対する意識向上ならびに適切なサービスの提供

2-2 教育・育成



(1) 障害児に対する教育施策の充実

【現状と課題】

現在、市内には保育所が23か所（川内地区15，その他の地区8），幼稚園が26か所（川内地区12，その他の地区14）あり，その他「無認可保育所」が11か所（全て川内地区），「事業所内保育所」が3か所あります。その中で障害児保育を行っているのは平成18年度で6保育所あり，7名が保育を受けています。

また，市内の小・中学校の特殊学級と児童・生徒数をみると小学校は27学級，児童数67名であり，中学校は14学級，生徒数30名です。（平成18年3月末現在）

これらの他に，通級での指導は，言語障害通級指導教室は49人，難聴通級指導教室は4人，学習障害通級指導学級は10人となっています。

障害児教育の目的は，障害児一人ひとりの能力を最大限に伸ばし，自立した生活ができるよう指導することです。そのため，各種施設・設備の拡充はもとより，指導者の資質向上，障害児と健常児の交流の場を設けることなどの施策をこれまで以上に充実させる必要があります。

更に，特殊教育への理解を促進するとともに，適正な就学が行われるようなカリキュラム*の設定と学校職員の研修体制等を充実する必要があります。

小・中学校における特殊学級児童・生徒数の推移

区 分	平成16年度	平成17年度
小学生	44人	67人
中学生	18人	30人

資料：学校教育課

【計画と目標】

① 義務教育の充実

- 児童・生徒の発達や障害の状況に応じた教育内容・方法の改善
- 全教育活動を通じた，障害児に対する正しい理解を深めるための学習の推進
- 特殊学級のある学校間での情報交換ならびに，更なる推進による適切な教育の充実
- 学級PTAや日曜参観等の機会を通じた学校職員への理解の促進
- 定期もしくは随時の教育相談活動の充実
- 校内研修会，管理職研修会等とおした学校職員への理解の促進
- 心の教育や人権教育の一層の充実
- 特殊学級，特殊教育から特別支援教育への移行と個に応じた指導

② 交流教育等の充実

- 幼・小・中学校期からの体験を含めた福祉に関する教育の充実
- 障害児と健常児との交流機会の充実
- 小・中学校等と各種福祉施設との交流機会の充実
- 計画的な福祉施設との交流を含む総合学習の推進

③ 学校施設等の充実

- 障害児が学校教育を受けるための学校施設等の整備

④ 障害児問題に対する研究会

- 薩摩川内市特別支援教育研究会の一層の活性化

※カリキュラム：教育内容を学習段階に応じて配列したもの。教育課程。

(2) 障害児に対する育成施策の充実

【現状と課題】

障害児の相談・指導は、市、保健所、児童相談所等が中心になって対応しております。

保健所においては小児科医、理学療法士等による「乳幼児発育・発達相談」やその他「親子ふれあい広場」、「ダウン症^{※1}親子教室」等を実施しています。市民健康課では「親子教室」、「乳幼児健診」、「母子相談」等において育児不安に対する相談や発育・発達相談等を行っています。

また、障害児の療育については、平成17年9月より永利町「福祉の里」に移転された薩摩川内市子ども発達支援センターつくし園（知的障害児通園施設、児童デイサービス施設）で行っています。

今後更にグレーゾーン児^{※2}のフォローを確実に行うとともに、十分なマンパワー^{※3}の確保、療育の場の確保に努め、地域における療育体制の整備を進める必要があります。

平成17年度 乳幼児健康審査結果

	対象児	受診児	受診率	健診結果				
				問題なし	要指導	要観察	要精密	要医療
3～4ヶ月児健診	976人	945人	96.8%	841人	1人	63人	20人	20人
6～7ヶ月児健診	990人	964人	97.3%	898人	5人	41人	9人	11人
1歳6ヶ月児健診	1,009人	951人	94.2%	837人	0人	67人	20人	27人
3歳児健診	1,021人	921人	90.2%	847人	3人	46人	13人	12人

資料：市民健康課

知的障害児通園事業（平成18年4月1日現在）

0～2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
7人	12人	5人	9人	0人	33人

資料：高齢・障害福祉課

障害児デイサービス事業における障害種別実績（平成17年度）

	身体	聴覚	知的	多動・自閉	ダウン症	重症心身	その他
4～8月	4人	2人	62人	37人	(8)人	3人	0人
9～3月	3人	1人	17人	9人	0人	0人	0人

(1) 平成17年9月より本事業は未就学児童のみとなる。

(2) () は知的障害を含む数となる。

資料：高齢・障害福祉課

【計画と目標】

① 療育体制の整備

- 児童デイサービス・知的障害児通園施設による療育体制と施設の整備充実
- 幼児期・学齢期等の発達段階において、障害児や保護者に対して的確な相談・指導が行える機能の整備
- 障害児の療育に従事する職員の資質向上ならびに、優秀技能者の拡充の検討

② 関係機関との連携強化

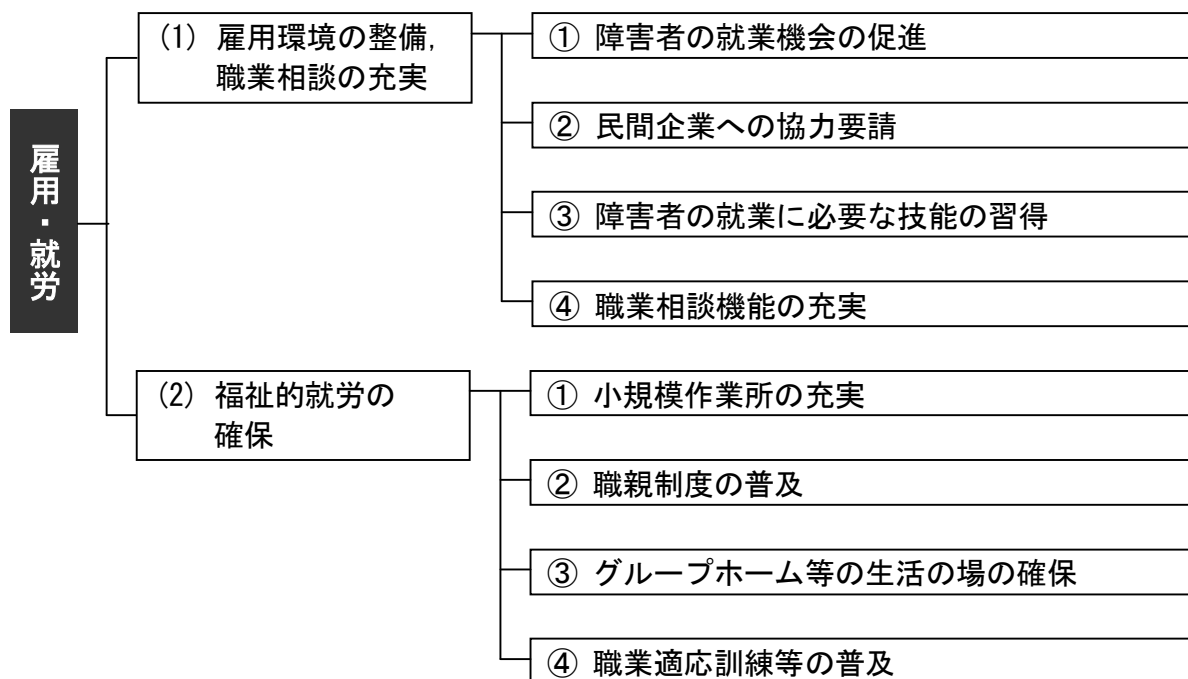
- 市や保健所での相談事業の拡充
- 子ども発達支援センターつくし園と保健・医療・福祉・教育関連機関との連携強化

※¹ダウン症：染色体の異常により、精神発達遅滞と特異な顔貌を示す疾患。

※²グレーゾーン児：健康診断時等で直ちに専門機関を受診させる必要は認めないが、経過を注意深く観察する必要がある乳幼児

※³マンパワー：労働力。仕事などに投入できる人的資源のこと。

2-3 雇用・就労



(1) 雇用環境の整備，職業相談の充実

【現状と課題】

川内公共職業安定所管内（薩摩川内市）の一般の民間企業における障害者の実雇用率は2.57%（平成17年度）であり，全国平均1.49%，鹿児島県平均1.82%を上回っています。＜法定雇用率：官公庁の非現業2.1%，民間1.8%＞

しかし，障害者の平成17年度の新規求職申込件数118件に対し就職件数は41件で，就職率は34.7%にとどまっており，年度末における有効求職者の数は増加の一途をたどっています。

障害者の雇用の促進を図るためには，雇用の場の確保が必要不可欠であり，就労に至る職業紹介の支援をいかに図るかが重要になってきます。

また，障害者が就業するための技術を習得する場の確保や「職業紹介情報」の的確な提供等が必要になります。

一般民間企業における障害者雇用状況（各年6月1日現在）

年度	対象 企業 数	対象 労働 者数	身体障害者			知的障害者			短時間労働者		合計	雇用率
			重度	重度 以外	小計	重度	重度 以外	小計	身体	知的		
H13度	41社	5,259	23	53	99	2	31	35	3	0	137	2.61%
H14度	38社	4,858	20	44	84	2	26	30	2	0	116	2.39%
H15度	39社	4,700	20	47	87	2	26	30	0	0	117	2.49%
H16度	41社	4,982	18	59	95	2	27	31	0	0	126	2.53%
H17度	44社	5,286	20	62	102	3	27	33	1	0	136	2.57%

資料：川内公共職業安定所

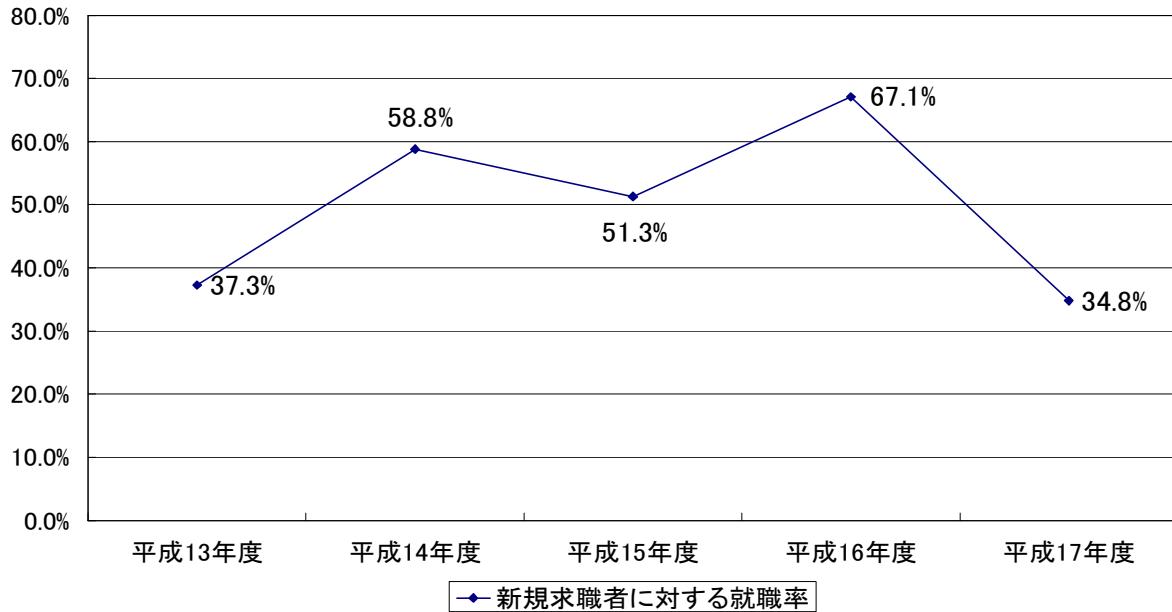
- (1) 小計・合計欄は，重度障害者についてはダブルカウントしています。
- (2) この表は，薩摩川内市のうち旧川内市，樋脇町，東郷町，里村，上甌村，下甌村，鹿島村のデータを記載しています。（旧入来町，祁答院町は宮之城公共職業所管内であったため，含まれていません）
- (3) 法定雇用率：民間企業（一般の民間企業・・・1.8%，特殊法人・・・2.1%）
国，地方公共団体（都道府県等の教育委員会・・・2.0%，左記以外・・・2.1%）

新規求職者に対する就職率

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
新規求職申込件数	83件	68件	80件	76件	118件
就職件数	31件	40件	41件	51件	41件
就職率	37.3%	58.8%	51.3%	67.1%	34.8%

資料：川内公共職業安定所

新規求職者に対する就職率



障害者職業能力開発校への入校及び就職状況（全体）

年度	入校者	就職者	就職率
平成16年度	70人	20人	28.57%
平成17年度	58人	21人	36.20%

資料：鹿児島障害者職業能力開発校

【計画と目標】

① 障害者の就業機会の促進

- 薩摩川内市役所の法定雇用率確保のため、さまざまな就業機会の情報提供による更なる雇用拡大

② 民間企業への協力要請

- 民間企業に対する雇用拡大への呼びかけや求職者情報の提供など、障害者雇用協力の推進

③ 障害者の就業に必要な技能の習得

- 鹿児島障害者職業能力開発校や鹿児島障害者職業センター、国立福岡視力障害センター等への入校等への支援による、就業に必要な技能の習得の促進

④ 職業相談機能の充実

- 川内公共職業安定所との連携による、障害者への職業相談や職業情報、広報活動等の充実

(2) 福祉的就労の確保

【現状と課題】

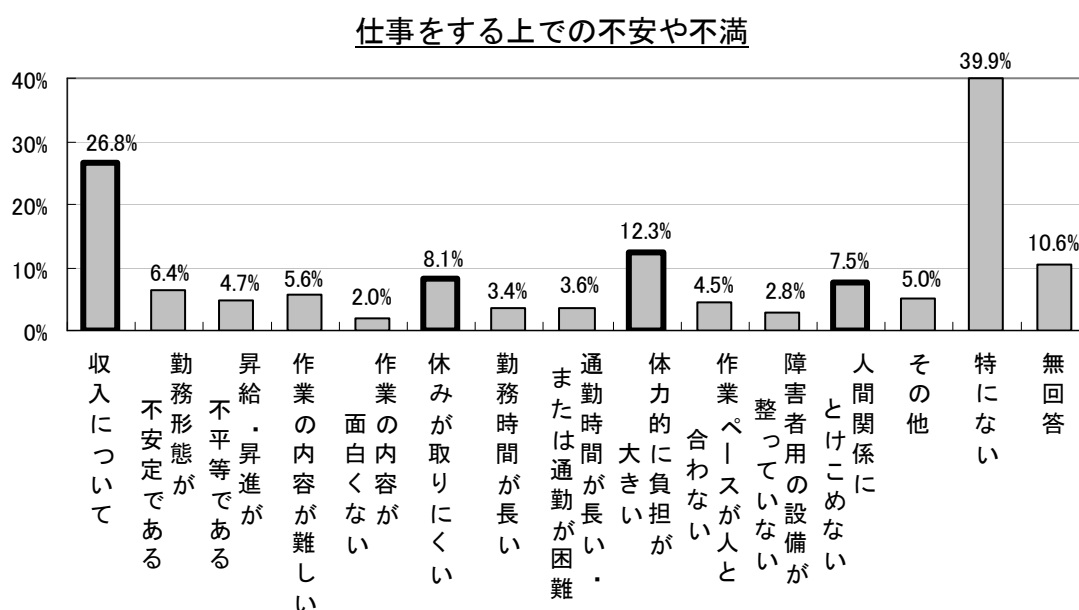
一般就労が困難な障害者の働く場，社会参加の場として福祉的就労の場の確保が必要です。

現在，市内の福祉的就労可能な施設は川内福祉作業所や入来福祉作業所（身体・知的障害者小規模作業所），川内自興園（知的障害者授産施設），新葉学園（知的障害者授産施設），あすくーる入来（身体障害者通所授産施設），若あゆ作業所（精神障害者小規模作業所）があります。また，市内には知的障害者のグループホーム※が2か所，精神障害者のグループホームが1か所ありますが，これらの生活の場の確保について，今後拡充が求められています。

授産施設・作業所等における就労による賃金では生活するための収入には充分とはいええず，障害年金や家族の収入等が中心の生活となっています。又，若あゆ作業所は施設が老朽化しており，今後整備する必要があります。

アンケート調査からもわかるように，仕事をする上での不安や不満については，「収入について」，「体力的に負担が大きい」，「休みが取りにくい」，「人間関係にとけこめない」などがあがっています。

今後は障害者の職業適応，職業訓練，職業リハビリテーション等に関する情報手段の確保や身近にそのような訓練ができるようにするための施設，設備の確保等に向けた施策を検討する必要があります。



資料：薩摩川内市障害者アンケート調査（平成18年度）

【計画と目標】

① 小規模作業所の充実

- 川内福祉作業所・入来福祉作業所・若あゆ作業所における自立につながる作業の選択を含む，仕事の確保と収入の向上への支援
- 若あゆ作業所の施設整備

② 職親制度の普及

- 各種事業主・団体等への協力要請による職親制度の普及・周知

③ グループホーム等の生活の場の確保

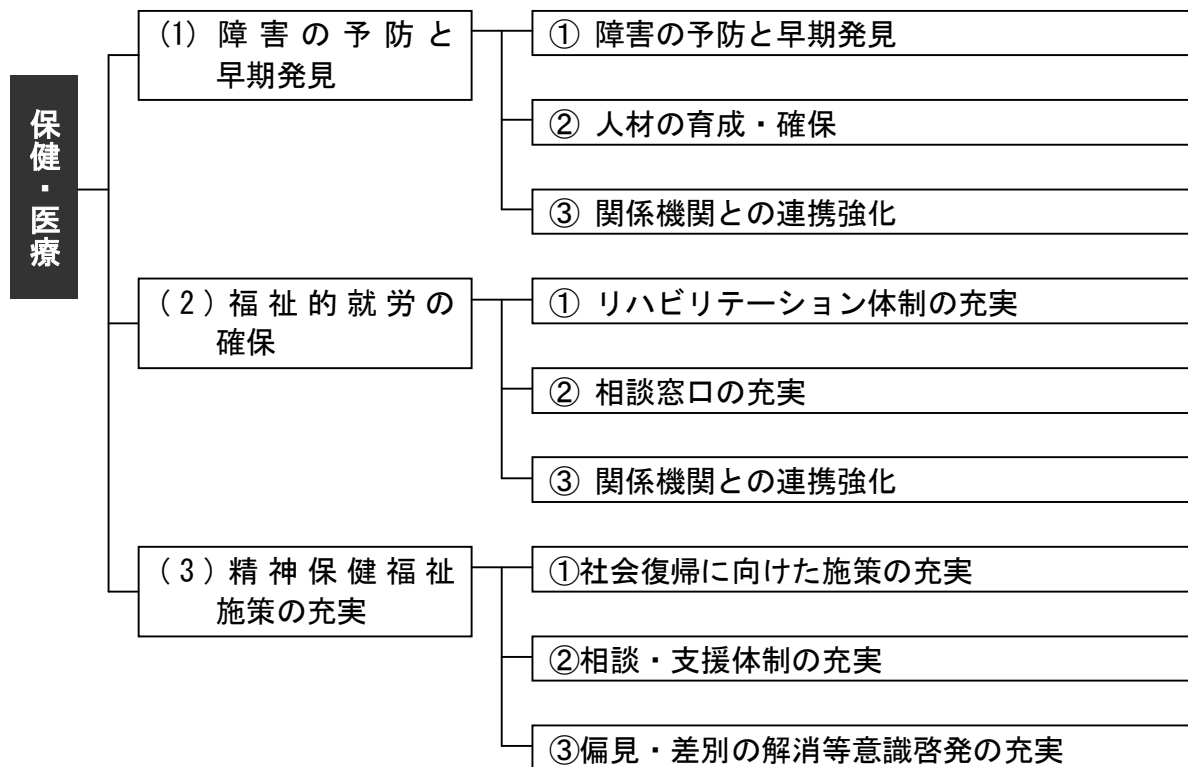
- 安定した生活の場を確保するためのグループホーム等の設置及び雇用の場の確保への支援

④ 職業適応訓練等の普及

- 川内公共職業安定所，鹿児島障害者職業センター，保健所等が実施している訓練制度等の拡充を支援及び制度の普及

*グループホーム：地域社会の中で住宅（アパート，マンション等）において数人の障害者が一定の経済的負担を伴って共同で生活する形態で，同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により日常生活援助が行われる。

2-4 保健・医療



(1) 障害の予防と早期発見

【現状と課題】

心身の異常の早期発見のためには、乳幼児の3～4か月児、6～7か月児、9～11か月児、1才6か月児、3才児の健康診査を実施しているほか、母子相談、育児サークルでの支援などを実施しています。

しかし、3才児健康診査は、重要であるにもかかわらず約1割弱の人が未受診になっております。

障害の予防に関しては、妊産婦に対し母子健康手帳交付児以降の保健指導、母親教室、妊婦健康診査、妊産婦訪問指導等を実施しています。特に、ハイリスク妊婦^{*}の異常児の出生が多いため、指定指導者や保健所保健婦等と連携をとりながら、保健指導を実施していますが、就労妊婦が増えているため、指導が困難な状況です。

また、障害を持つ子の親の会や母親（保護者）に対する的確な指導・助言する体制の支援も不足しています。

乳幼児健診受診状況

	平成16年度	平成17年度
3～4ヶ月児健診	98.1%	96.8%
6～7ヶ月児健診	97.3%	97.3%
1歳6ヶ月児健診	94.9%	94.2%
3歳児健診	90.0%	90.2%

資料：市民健康課

^{*}ハイリスク妊婦：母体が病気・治療中のため、障害児等を産む可能性の高い妊産婦のこと

【計画と目標】

① 障害の予防と早期発見

- 乳幼児の発育・発達の知識の普及と障害の早期発見の推進
- ハイリスク妊婦の指導の徹底ならびに、未受診者への受診勧奨および状況把握

② 人材の育成・確保

- マンパワー及び専門職の確保ならびに、専門性を高める研修等の推進

③ 関係機関との連携強化

- 市，保健所，医療機関，教育機関との連携によるライフステージに応じた健康づくりの推進
- 健康診査や保健指導の充実による，心身の障害の発生予防，早期発見の推進
- 継続した指導（支援）を行うための保育所，幼稚園，保健所，医療機関等のネットワーク化

※ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

(2) 医療，リハビリテーションの充実

【現状と課題】

医療やリハビリテーションは障害の軽減を図り，障害者の自立を促進するためにも極めて重要です。また，障害発生の予防として，健診による定期的なチェック等適切な治療が重要です。

障害者のリハビリは，医療機関やデイケア，保健センター及び総合福祉会館のリハビリ施設を活用した各種団体による独自の機能訓練，訪問リハビリ等が実施されています。

精神障害者に対しては保健所が中心となり，デイケアや訪問指導を必要に応じ行っています。

しかし，「どこか気になる」発達プロフィールを持つ子供やその母親に対するケアは子ども発達支援センターつくし園で行っていますが，スタッフが不足しているのが現状です。

また，精神障害者は社会復帰に向けてリハビリが行われていますが，疾病の特殊性から社会復帰が進まないのが現状です。

障害の発生を防ぐことはもとより，早期発見から治療，リハビリテーションと一貫した保健・医療体制を確立することが必要です。

【計画と目標】

① リハビリテーション体制の充実

- 保健センター及び総合福祉会館のリハビリ施設活用による機能回復訓練の充実
- 子ども発達支援センターつくし園の地域の発達支援センターとしてのスタッフ確保や，専門性を高める研修等の推進

② 相談窓口の充実

- 総合窓口の確立による障害者の相談窓口の充実

③ 関係機関との連携強化

- 市，保健所，医療機関の連携強化による，障害発生時から早期治療・リハビリテーションに至る体制の充実

(3) 精神保健福祉施策の充実

【現状と課題】

近年、社会構造の複雑化・多様化に伴い、ストレスの増大、人間関係の複雑化等で心の健康を損なう人が増加しており、精神的健康の保持増進がますます重要になってきています。

現在、市内には「中郷病院」「ファミリーHP（ホスピタル）薩摩」の2つの精神病院や「Kメンタルクリニック」の診療所が1か所あり、病床数の合計は386床です。また、精神障害者福祉促進の会「可愛会」は交流会・学習会などを通じて自立に向けての様々な活動を行っています。

保健所においては、デイケアや訪問指導を必要に応じ実施し、社会復帰に向けてのリハビリが行われていますが、今後充実が求められています。

また、精神保健に関する偏見・差別の解消等、意識啓発を行っていくことが重要であり、更に職場における精神面の健康管理と併せて意識啓発と相談体制の充実を図っていくことが求められています。

精神障害者相談件数の推移

年度	相談業務				訪問 指導 件数	精神保健思想 普及活動	
	所内		所外			回数	人員
	日数	件数	日数	件数			
平成15年度	91	141	39	171	319	8	160
平成16年度	49	75	33	91	155	5	200
平成17年度	75	95	32	153	130	6	56

資料：川薩保健所

【計画と目標】

① 社会復帰に向けた施策の充実

- 相談窓口及び社会復帰に向けた生活支援施策（デイケア，小規模作業所，グループホームなどの福祉施設）の充実
- 精神障害者福祉促進の会「可愛会」の活動に対する支援の充実

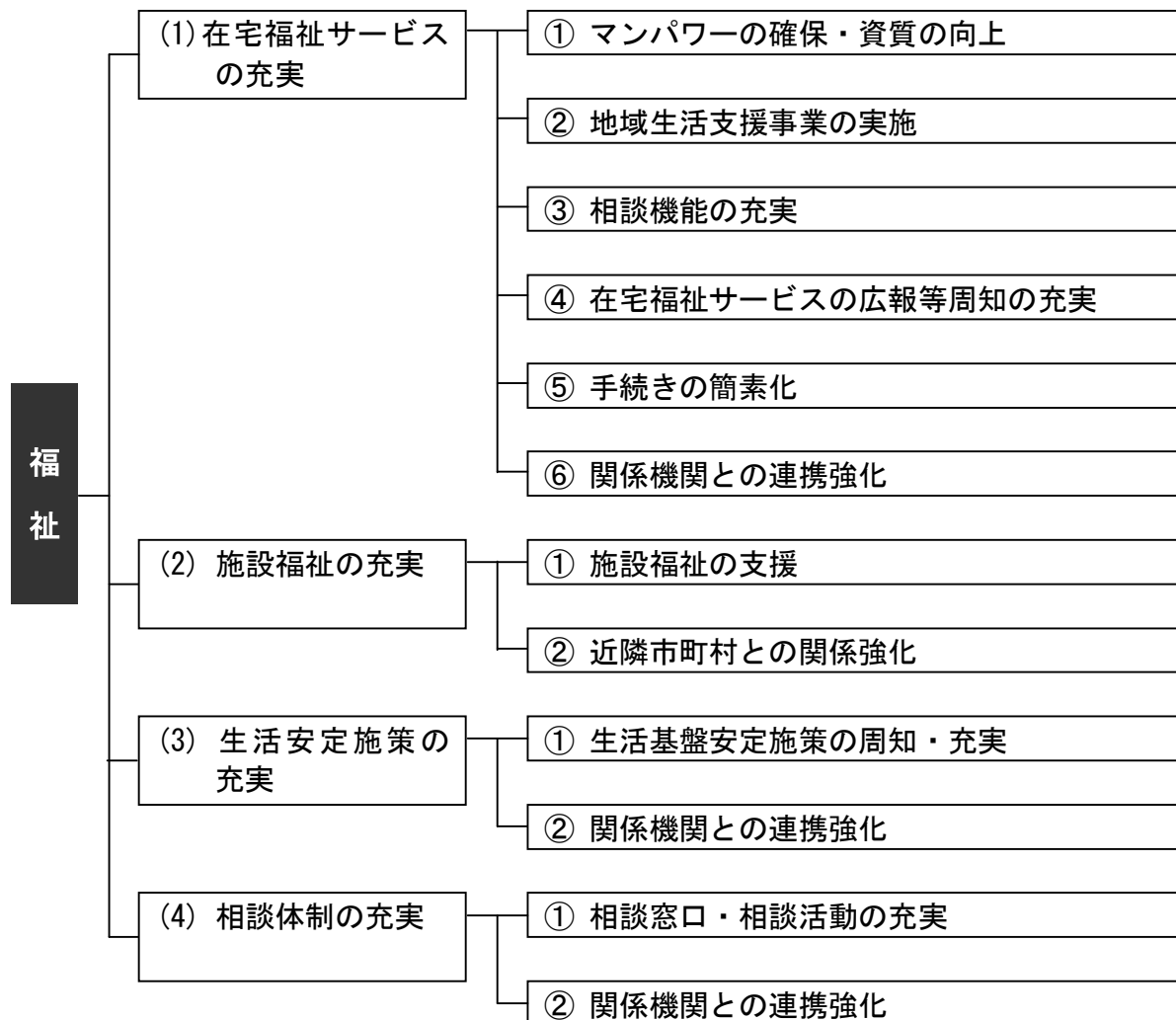
② 相談・支援体制の充実

- 保健・医療・福祉による総合的な相談・支援体制の構築に向けた相談窓口の充実及びネットワーク化

③ 偏見・差別の解消等意識啓発の充実

- 精神障害についての正しい知識向上を図るため，市，保健所，医療機関等の連携による啓発活動を推進

2-5 福祉



(1) 在宅福祉サービスの充実

【現状と課題】

障害者の日常生活の向上を図り自立と社会参加を促進するためには、個々のニーズに適した在宅でのサービスが求められています。

市においても居宅サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、グループホーム）、補装具の交付、日常生活用具の給付・貸与等様々な在宅福祉サービスを提供しており、平成18年4月からは、障害者自立支援法の制定により「介護給付」平成18年10月からは「訓練等給付」「地域生活支援事業」と新しい体系によりサービスが開始されることとなりました。

在宅の障害者が、可能な限り住み慣れた地域で家族等とともに充実した生活を送り、自立と社会参加を進めるためには、在宅でのサービスを支えるマンパワーの確保をはじめ、障害者のニーズに応じた的確なサービスの提供と障害者個々の適正や居宅環境等に
 応じた自立と社会参加の条件整備等が求められています。

身体障害者居宅介護支援事業（平成17年度）

区分	年間利用実人員	年間総利用時間数	事業費	
身体介護中心	17人	4,325.5時間	39,945,520円	
通院等の乗降介助中心	0人	0時間		
移動介護中心	身体介護を伴う場合	16人		3,124.5時間
	身体介護を伴わない場合	2人		326時間
家事援助中心	33人	6,387時間		
日常生活支援中心	4人	2,348.5時間		
合計	72人	16,511.5時間		

重度身体障害者(児)日常生活用具給付事業（平成17年度）

(1) 身体障害者

給付件数	給付額
73件	5,225,690円

(2) 身体障害児

給付件数	給付額
6件	304,100円

補装具の交付・修理（平成17年度）

(1) 身体障害者

区分	件数	負担額
交付	1,582件	32,411,048円
修理	109件	4,340,455円
計	1,691件	36,751,503円

(2) 身体障害児

区分	件数	負担額
交付	183件	9,850,361円
修理	12件	952,482円
計	195件	10,802,843円

重度心身障害者医療費助成事業

区分	対象者	助成延件数	助成額
社保	203 人	5,510 件	37,577,120 円
国保	325 人	8,780 件	62,305,432 円
老保	555 人	14,925 件	117,678,197 円
計	1,083 人	29,215 件	217,560,749 円

精神障害者の通院医療費公費負担申請数

平成 16 年度	平成 17 年度
1,330 件	1,247 件

資料：高齢・障害福祉課

【計画と目標】

① マンパワーの確保・資質の向上

- 障害者の家庭内生活や社会参加を支えるホームヘルパー、ガイドヘルパー等の人材確保や資質向上

② 地域生活支援事業の実施

- 障害者の種別や特性に応じた地域生活支援事業の実施

③ 相談機能の充実

- 障害者に対する総合的な生活支援のための提案等、複合的ニーズに対応する相談機能の充実

④ 在宅福祉サービスの広報等周知の充実

- 在宅福祉サービスの内容の紹介や広報の徹底による市民への周知

⑤ 手続きの簡素化

- 支援センターの充実ならびに、障害者の利便を考えた事務の簡素化

⑥ 関係機関との連携強化

- 市、保健所、身体障害者・知的障害者相談員、民生委員・児童委員、障害者生活支援センター、在宅福祉アドバイザー（高齢者）等の情報交換の充実ならびにネットワークの確立

(2) 施設福祉の充実

【現状と課題】

施設での福祉サービスは、障害者が在宅で生活することが困難な場合に生活の場の確保や生活訓練、機能訓練等を行い、障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

現在、市内には身体障害者療護施設である亀山苑、知的障害者更生施設である川内厚生園、川内なずな園、薩来園、知的障害者授産施設である川内自興園、新葉学園、身体障害者通所授産施設であるあすくーる入来があります。

作業所では、川内福祉作業所、入来福祉作業所、若あゆ作業所があります。

現在、入所施設は障害の状況や地理的条件等を勘案し、十分更生効果が得られるよう配慮し、利用者の生活の質の向上が図られていますが、今後は、障害者自立支援法の趣旨からも、福祉施設入所者の地域生活への移行を進める必要があります。そのため、グループホームなどの整備を図るとともに、施設の専門性等や諸機能（施設設備等）を地域社会に開放することを進め、地域における障害者の生活を支援していくことが求められています。

また、施設の入所に当たり、広域的利用を近隣市町村と協議し、適宜入所が図られるように配慮する必要があります。

【計画と目標】

① 施設福祉の支援

- 施設福祉の活動への支援の充実

② 近隣市町村との関係強化

- 障害者施設の広域的利用について、近隣市町村と連携による有効かつ適正な運営の推進

(3) 生活安定施策の充実

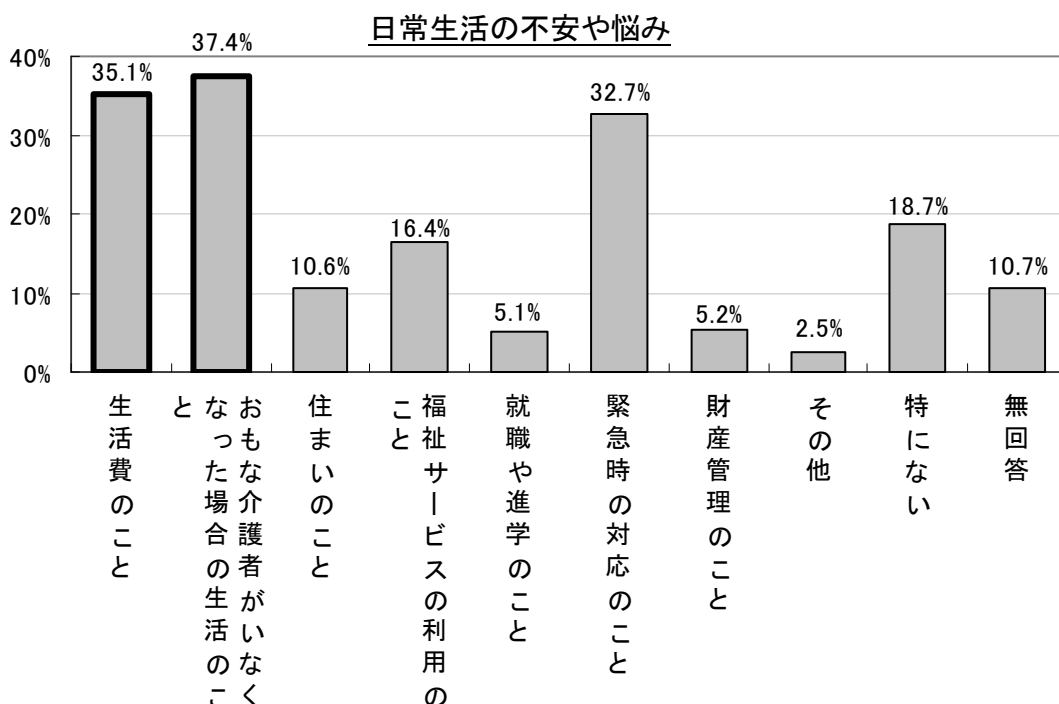
【現状と課題】

障害者の生活の安定を図るために、年金・手当等の「所得保障」と税法上の「優遇措置」、料金割引等の「経済的支援」が制度化されています。

アンケート調査によると日常生活の中で感じる不安や悩みについて、「主な介護者がいなくなった場合の生活のこと」に次いで、「生活費のこと」との回答が3割を越えています。

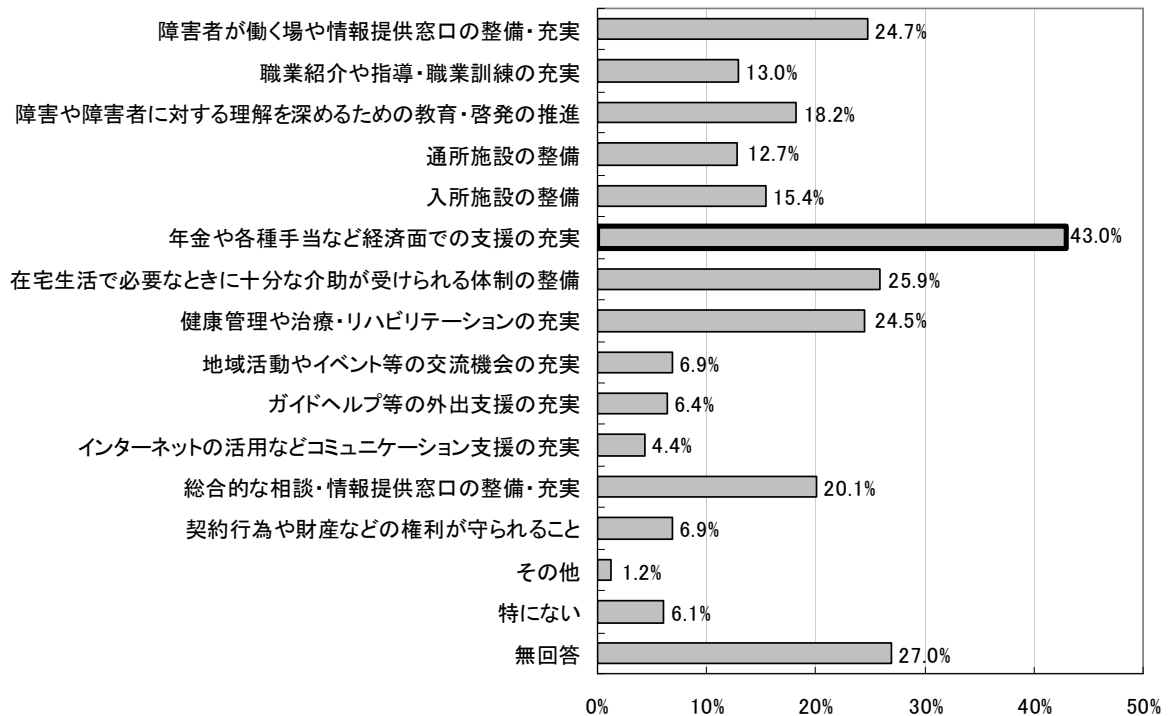
また、次ページのグラフにあるように、障害者福祉を充実させるために必要な福祉施策では「年金や各種手当など経済面での支援の充実」との回答が4割を超え最も多く、障害者が安心して生活するために経済面の安定が求められていることを示しています。

これらのことから、障害者の生活の安定を支援する各種制度の周知により制度利用の促進を図り障害者の経済的負担の軽減を図ることが求められています。



資料：薩摩川内市障害者アンケート調査（平成18年度）

障害者福祉を充実させるために必要な施策



資料：薩摩川内市障害者アンケート調査（平成18年度）

【計画と目標】

① 生活基盤安定施策の周知・充実

- 障害者の生活安定のための各種年金及び諸手当制度の周知・充実

② 関係機関との連携強化

- 市，保健所，支援センター，民生委員・児童委員等のネットワーク強化による福祉サービスの向上

(4) 相談体制の充実

【現状と課題】

障害に関する相談機関としては、市、保健所、社会福祉協議会、障害者生活支援センター、児童相談所等があり、地域においては身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員等が必要に応じて連携を図りながら相談活動を行っています。

アンケート調査からも、「(3) 生活安定施策の充実」のグラフのように障害者の多くが身体上の不安、経済不安、災害時に対する不安等、多くの不安や悩みを抱えております。

これらの不安や悩みの解消には相談体制の充実が重要な位置付けをなしています。

相談内容も福祉サービスの活用に関することから、教育、住宅、人権問題等広範多岐にわたっており、相談内容がサービスの提供等につながるよう、福祉関係者や関係機関との一層の連携が求められます。

薩摩川内市内の主な相談窓口・機関

相談機関	住所	電話	主な相談内容
薩摩川内市役所	神田町3番22号	23-5111	地域福祉 生活保護
福祉課			高齢者福祉 障害者(児)福祉
高齢・障害福祉課			消費生活相談
市民政策課			
市民健康課	西開間町6番10号 (すこやかふれあいプラザ)	22-8811	保健福祉
樋脇支所市民福祉課	樋脇町塔之原 1173	37-3111	福祉関係全般
入来支所市民福祉課	入来町浦之名 33	44-3111	〃
東郷支所市民福祉課	東郷町斧淵 362	42-1111	〃
祁答院支所市民福祉課	祁答院町下手 67	55-1111	〃
里支所市民福祉課	里町里 1922	09969-3-2311	〃
上甑支所市民福祉課	上甑町中甑 481-1	09969-2-0001	〃
下甑支所市民福祉課	下甑町手打 819	09969-7-0311	〃
鹿島支所市民福祉課	鹿島町藺牟田 1457-10	09969-4-2211	〃
鹿児島県 川薩保健所	隈之城町 228-1	23-3165	精神保健福祉
鹿児島県 北薩福祉事務所	〃	22-8650	福祉全般
薩摩川内市社会福祉協議会	永利町 4107-1	22-2355	人権・生活相談
障害者生活支援センター (社会福祉法人 可愛会)	宮内町 2641	22-0112	障害福祉 生活相談等

資料：高齢・障害福祉課

障害者生活支援センター相談内容
(平成17年度)

相談内容	件数
介護問題	2
ホームヘルパー	142
ガイドヘルパー	63
ショートステイ	39
デイサービス	19
訪問入浴	0
給食サービス	0
医療・保健	48
施設入所	6
経済的問題	68
福祉機器	31
就労	3
住宅問題	2
その他	402
合計	825

資料：障害者生活支援センター

身体障害者相談員相談内容
(平成17年度)

相談内容	件数
身体障害者手帳	63
補装具等	63
生活	126
職業	47
年金	59
医療	812
施設入所	23
その他	252
合計	1,445

知的障害者相談員相談内容

相談内容	件数
養育	14
生活	54
施設入所	32
就学	17
就職	13
家族関係	35
医療保険	77
その他	76
合計	318

資料：北薩福祉事務所

【計画と目標】

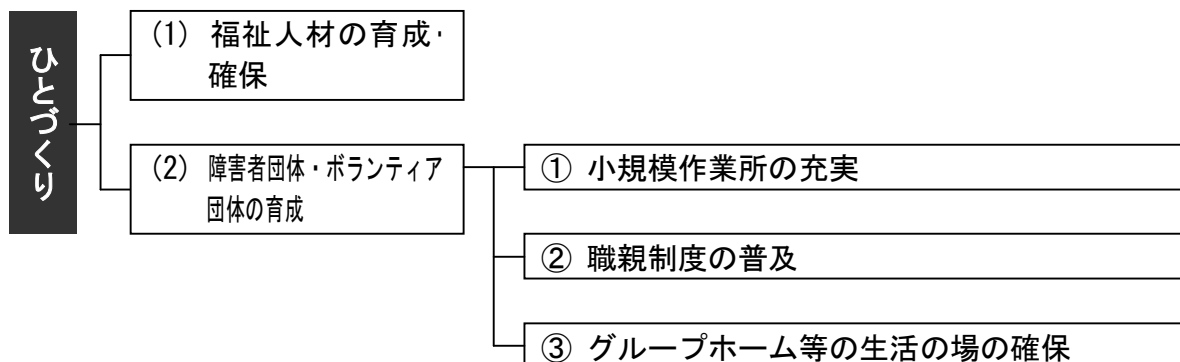
① 相談窓口・相談活動の充実

- 関係機関との連携強化による窓口機能の充実
- 地域の身近な相談相手である身体障害者・知的障害者相談員，民生委員・児童委員の資質の向上

② 関係機関との連携強化

- 関係部局や関係機関の相談窓口との連携

2-6 ひとづくり



(1) 福祉人材の育成・確保

【現状と課題】

現在、市内では、民生・児童委員 284 名（川内地区 148 名，その他の地区 136 名）身体障害者相談員 18 名（川内地区 8 名，その他の地区 10 名）知的障害者相談員 6 名が活動し，それぞれの地域で障害者の心のカウンセリングを実施しています。

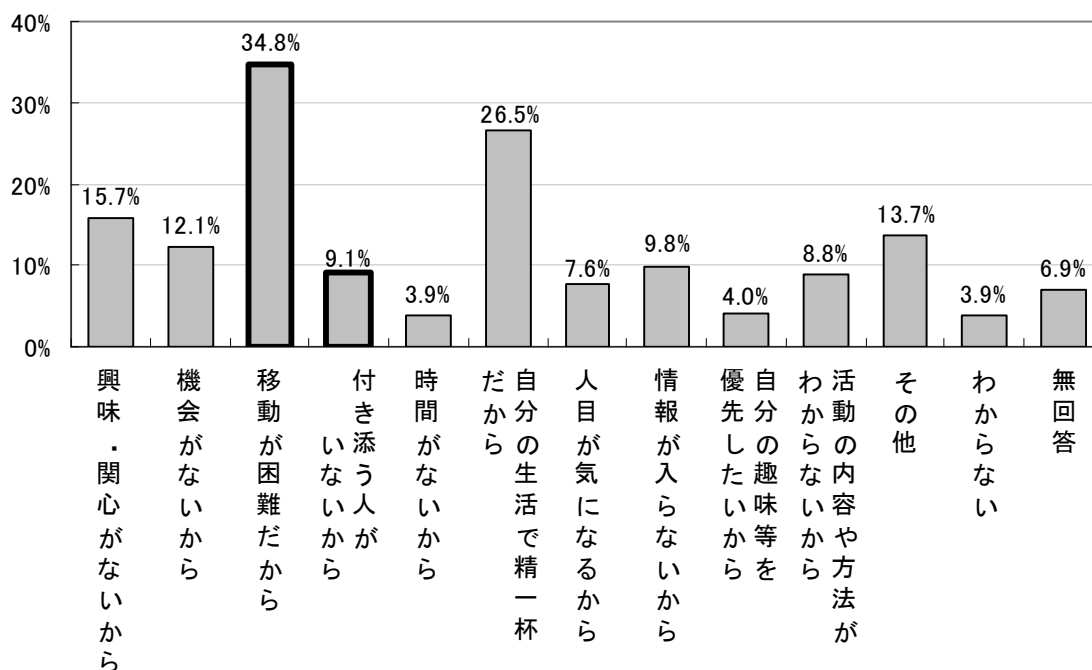
また，手話奉仕員が 23 名，点訳奉仕員が約 19 名，音訳奉仕員が約 17 名，それぞれ障害者の社会参加の推進を支援しています。

アンケート調査から地域活動に参加していない人の不参加の理由は，「移動が困難だから」（34.8%）「付き添う人がいないから」（9.1%）となっており，何らかの介助があれば参加する可能性がある人が多いことがわかります。また一方で，次ページのグラフのように，外出時の介助の必要性については，身体障害者手帳所持者で 49.8%，療育手帳所持者で 70.2%，精神障害者で 20.4%の方が何らかの介助を必要としています。

障害者の社会参加を推進するためには，これらを手助けする人材の育成・確保が重要な課題といえます。

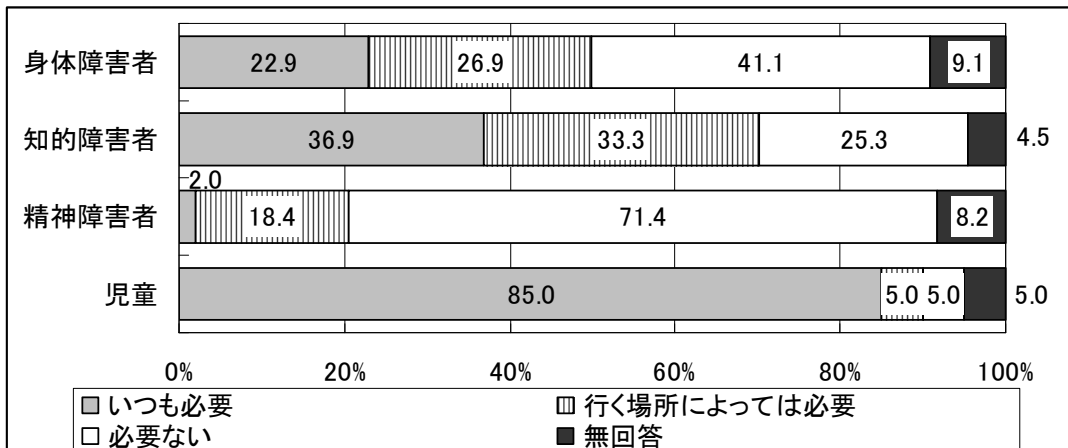
今後は，障害者の多様なニーズに対応するために，保健・医療，福祉各分野における人材の確保・質的向上と研修会等の充実を図る必要があります，社会参加に向けた多方面からの障害者に対する働きかけが重要です。

地域活動への不参加の理由

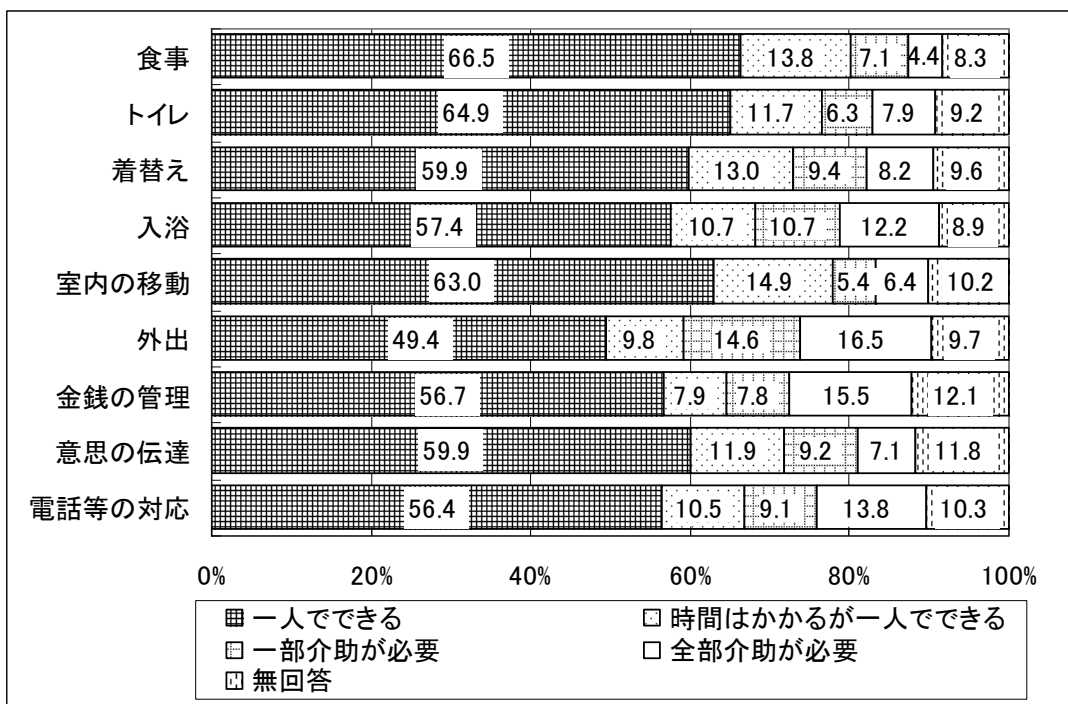


資料：薩摩川内市障害者アンケート調査（平成 18 年度）

外出時の介助の必要性



日常生活動作について



資料：薩摩川内市障害者アンケート調査（平成18年度）

【計画と目標】

- 県や県身体障害者福祉協会など、福祉関係団体との連携による、ホームヘルパー、
- ガイドヘルパーの研修および育成
- 手話通訳者・点訳・音訳奉仕員の人材育成確保のための研修会・講習会等の開催の積極的な推進
- 身体障害者・知的障害者相談員の更なる充実に向けた育成

(2) 障害者団体・ボランティア団体の育成

【現状と課題】

障害者が自立した社会生活を営む上で、障害者団体・ボランティア団体の意義は極めて大きいものがあります。

市内の障害者団体には身体障害者福祉協議会、手をつなぐ育成会、精神障害者福祉促進の会等があります。

しかし、それぞれの団体は独自に積極的に活動していますが、行事等において参加するのは限られた人に偏る傾向があり、より広範囲な参加が求められています。また、甌島地区においては障害者団体自体がなく、交流もないのが現状です。

障害福祉に関するボランティア団体として市社会福祉協議会に登録している団体は7団体210人（平成17年度末）で、市民参加による障害者の社会参加を支援し、障害福祉の増進に寄与しています。

今後は、ボランティアの拡充はもちろんのこと、障害者団体の育成と、ボランティア団体との交流を更に充実させていく必要があります。

主なボランティア団体

名称	会員	活動内容
川内手話サークル てのひら	21	川薩地区ろうあ協会の行事への参加と協力 週1回のサークル例会を開催 その他、必要と認められること
めばえ同好会	7	福祉施設・病院等の股旅舞踊・日本舞踊での訪問、各種イベントへの参加
川内点訳サークル	21	広報薩摩川内の点訳、プライベート点訳(図書・説明書等) 各協会等の会報・総会資料等の点訳
車いす社交ダンス 「矢車草の会」	18	車いす社交ダンス・フォークダンスを通じて交流を深める。 各施設を訪問して車椅子ダンスをともに楽しむ。 地域福祉活動への協力。車いすダンスパーティの開催。
川内音声訳サークル 「花音」	20	視覚障害者のための音声訳情報の製作等の研修 音声訳情報の校正技術等の研修、利用者との交流、その他 広報薩摩川内の音声訳テープ作成及び配布
フレンド	28	精神障害者の自立支援・自助努力、社会復帰援助 保健所デイケア及びブルースカイでのボランティア活動
清色ボランティアグループ	95	青少年への健全育成の協力 高齢者・独居、在宅障害者、在宅の寝たきりの方々への援助活動 施設及び鹿児島障害者職業能力開発校への支援活動 災害地への慰問及び義援金の協力

【計画と目標】

① 団体や人材の育成

- 障害者団体と連携による、団体の主体的な運営への積極的な支援
- 障害者団体の行事等への広範な参加の促進

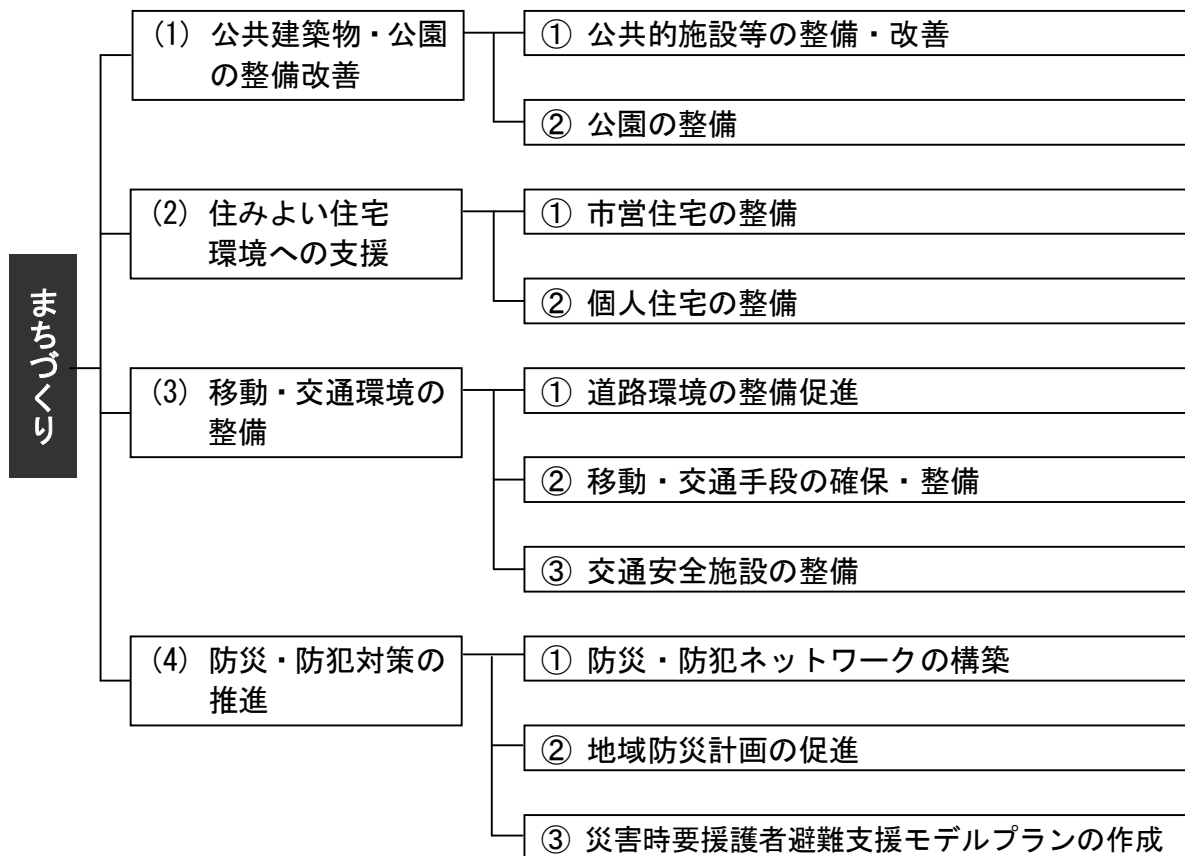
② 交流機会の促進

- 障害者団体，ボランティア団体，地区コミュニティ協議会の健康・福祉部会等との交流の促進ならびに連携によるネットワークの構築

③ ボランティア活動への支援

- 社会福祉協議会との連携による条件整備
- 市民がボランティア活動に参加できる機会の確保

2-7 まちづくり



(1) 公共建築物・公園の整備改善

【現状と課題】

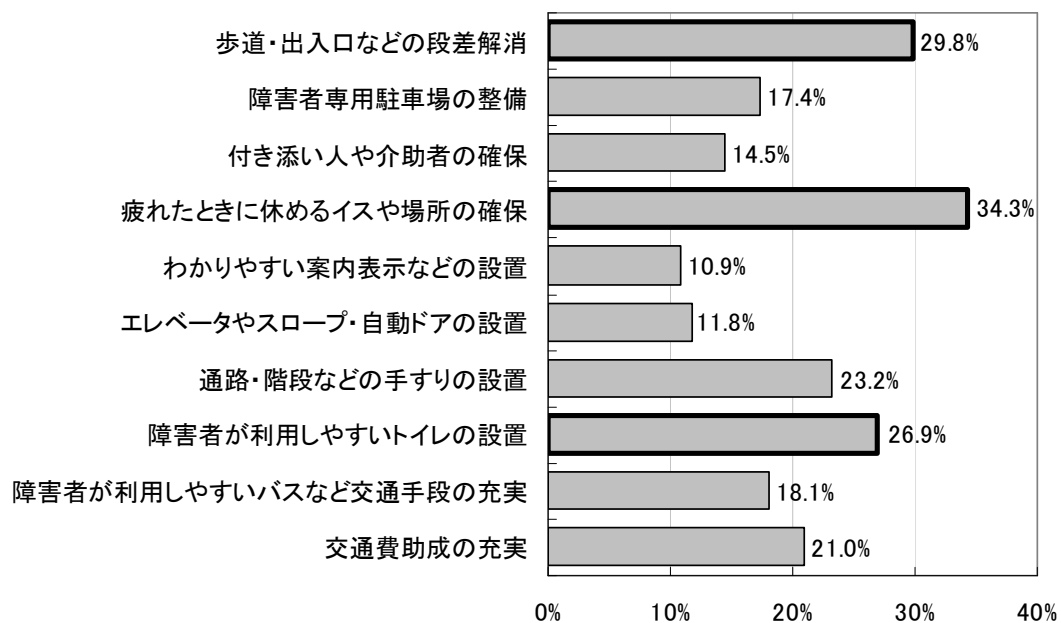
障害者が、地域で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、社会の中にあるさまざまなバリアを取り除いていかなければなりません。すべての市民が安心して生活するために、公共建築物はもちろんのこと民間の建築物についても事業者の理解と協力を得ながら障害者や高齢者に配慮したまちづくりを一層推進していくことが必要です。そのため、関連する法律・条例の遵守はもちろんのこと、第一次薩摩川内市基本計画の中でも位置づけられている「公共的施設等のユニバーサルデザイン化」を進めていくことが必要です。

今後は、国・県・市の公共施設にも障害者用トイレ、誘導ブロック、車椅子の常備、障害者用エレベーター、障害者用駐車場等が未設置の箇所があり、整備が求められます。

また、都市公園は、34箇所あり、その中には障害者用を含めた多目的トイレが整備されていますが、車椅子等の公園内の乗り入れ対策を行っている公園は、薩摩川内市総合運動公園、春田川公園、野間島公園、八坂公園、向田公園をはじめ多数の公園で対策を行っています。また、平成18年度以降には、新規に都市公園を9箇所建設予定であり、その中の数箇所については、障害者用トイレも建設予定です。

アンケート調査によると、外出しやすくするために必要なことについて「疲れたときに休めるイスや場所の確保」「歩道・出入口などの段差解消」「障害者が利用しやすいトイレの設置」といった意見が多く出されており、外出時の環境整備が求められています。

外出しやすくするために必要なこと（上位10のみ）



資料：薩摩川内市障害者アンケート調査（平成18年度）

主要な公共・公共的施設の整備状況

施設名	障害者用 駐車場	スロープ	自動ドア	障害者用 エレベーター	障害者用 トイレ	手話通訳	車いす 常備	誘導 ブロック
薩摩川内市役所	本庁	○	○	○	○	○	○	○
	樋脇支所	×	○	○	×	×	○	×
	入来支所	○	○	○	×	○	×	×
	東郷支所	○	○	○	×	○	×	×
	祁答院支所	×	○	○	×	○	×	×
	里支所	×	×	○	×	○	×	×
	上甌支所	×	○	○	×	×	×	×
	下甌支所	×	○	○	×	×	×	○
鹿島支所	○	○	○	○	○	×	×	○
中央公民館	○	○	○	○	○	×	○	×
すこやかふれあいプラザ	○	○	○	○	○	×	×	○
川内文化ホール	○	○	○	×	○	×	○	×
薩摩川内市総合福祉会館	○	○	○	×	○	×	○	○
サン・アビリティーズ川内	○	○	○	—	○	×	○	○
子ども発達支援センターつくし園	×	○	×	—	×	×	×	×
薩摩川内市国際交流センター	○	○	○	○	○	×	○	○
総合運動公園(サンアリーナ川内)	○	○	○	○	○	×	○	○
総合運動公園(陸上競技場)	○	—	—	—	○	×	×	×
川内歴史資料館	○	○	○	○	○	×	○	×
鹿児島県川内合同庁舎	○	○	○	×	○	×	×	○
北薩福祉事務所・川薩保健所	○	○	○	○	○	×	○	○
薩摩川内警察署	○	○	○	○	○	×	○	○
川内公共職業安定所	○	○	○	○	○	×	○	○
川内郵便局	○	○	○	—	○	×	×	○
川内社会保険事務所	○	○	○	—	○	×	○	×
川内税務署	○	○	○	×	○	×	○	○
川内市医師会立 市民病院	○	○	○	○	○	×	○	×
川内駅	○	○	○	○	○	×	○	○
薩摩川内市セントピア	○	○	○	—	○	×	○	×

(注) 枠内の「—」は施設構造上設置の必要がないもの。

エレベーターがない場合でも、専用ボタン等により係員の介助サービスを受けることができる場合もあります。また、スロープなど障害者に配慮した設備が整備されている場合もあります。

【計画と目標】

① 公共的施設等の整備・改善

- 「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」及び「鹿児島県福祉のまちづくり条例」等に基づく，施設の計画の段階から障害者や高齢者の利用に配慮した施設の整備
- 既存の公共的施設や不特定多数の者が利用する施設について，障害者や高齢者が円滑に利用できる施設整備・改善の関係機関・団体等への協力要請

② 公園の整備

- 障害者用トイレの設置や進入アプローチの整備等，障害者が利用しやすいような市内の主要な公園の整備
- 障害者や高齢者等が余暇活動の中で，健常者との積極的交流が図られるような公園の整備充実

(2) 住みよい住宅環境への支援

【現状と課題】

1. 住宅環境

身体的ハンディのある人が、住みなれた地域社会で普通の生活を送るためには生活基盤である住宅が利用しやすい構造となっていることが重要です。

しかし、我が国の住宅仕様は、障害者や介護を要する高齢者等、身体にハンディのある人にとって利用しづらい構造となっています。このため、障害者の自発的な行動を妨げる要因になっているだけでなく、家族の介護負担を増加させる要因にもなっています。

そのことから福祉サービスの中で日常生活用具の手すり・スロープ等の給付件数が増加しており、住宅においてもユニバーサルデザインのニーズが高まっています。

2. 市営住宅の整備

耐用年数を超過し、老朽化の進んだ住宅が数多く残っているため、計画的に建替えを行うとともに、未超過の住宅については、整備改善や補修、手すりの設置などを実施することにより、住環境向上を図ることが求められています。

※ユニバーサルデザイン: バリアフリーがバリアがあることを前提とした社会状況の中からそれらのバリアを取り除くという考え方であるのに対して、ある特定の人のための特別なデザインではなく、すべての人に使いやすく快適なデザインを計画の段階から取り入れていくというバリアフリーをより発展させた考え方。

【計画と目標】

① 市営住宅の整備

- 障害者や高齢者の利用に配慮した市営住宅の建替えおよび新設
- 視覚・聴覚障害などの種別に応じた市営住宅についての調査・研究の推進
- 障害者の優先入居及び、住宅に困窮する障害者の居住安定の促進

② 個人住宅の整備

- 障害者や高齢者に配慮した住宅とする際の情報の提供、相談体制の充実

(3) 移動・交通環境の整備

【現状と課題】

すべての人にとって、交通事故等を未然に防ぐためには、まず安全に外出できることが肝要です。そのためにも、歩・車道の段差解消、誘導ブロック、音声による誘導信号等の設置・整備を図る必要があります。

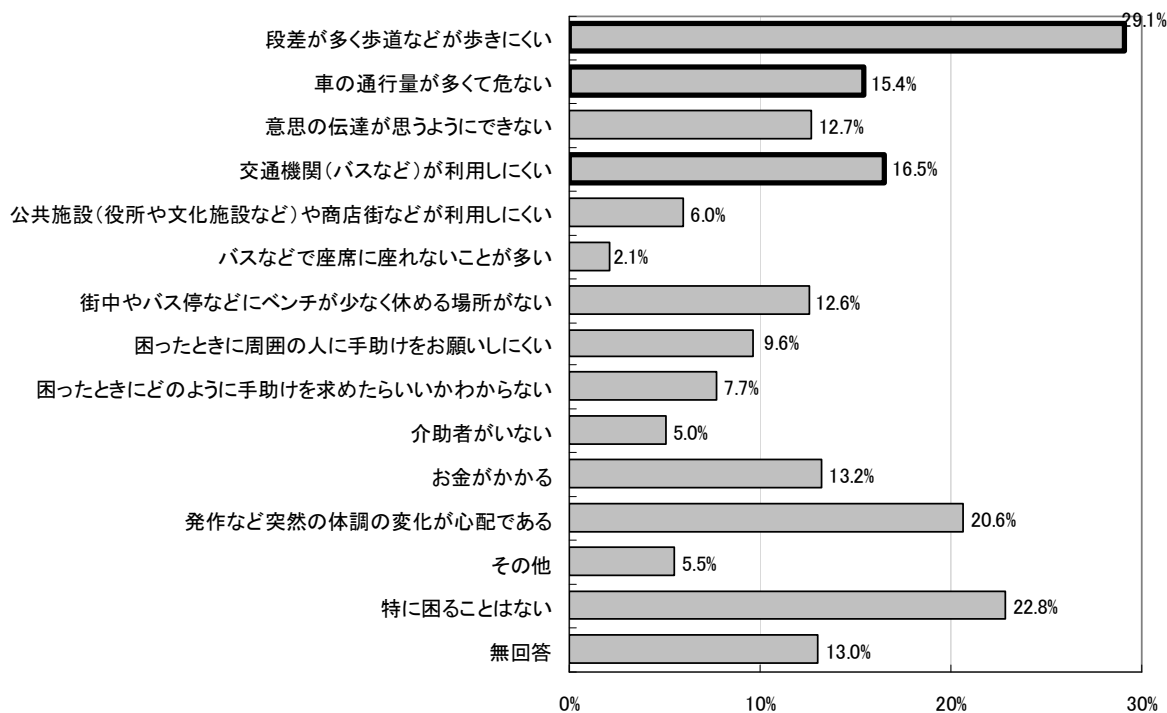
現在、市内に7駅舎あり、川内駅は平成17年に完成し、エレベーターや障害者用トイレなどの設備が充実していますが、その他の4駅舎は「階段手すり」があるものの、「障害者用トイレ」や「障害者用専用駐車場」などはなく、2駅舎については整備されておられません。また、「誘導ブロック」や「音の出る信号機」の設置・整備もまだ十分とは言えません。

また、バスを利用する際においても、時刻表の点字表示やバス乗降口補助ステップ等の配慮が望まれています。

アンケート調査によると、外出時に困ることとして、「段差が多く歩道などが歩きにくい」、「交通機関（バスなど）が利用しにくい」、「車の交通量が多くて危ない」などが多くあがっています。

今後は安全な道路行政を進めるとともに、交通安全施設の整備と道路不法占拠対策、歩道等における占拠物の除去管理の強化も求められます。

外出時に困ること



資料：薩摩川内市障害者アンケート調査（平成18年度）

【計画と目標】

① 道路環境の整備促進

- 市街地を中心とする，障害者が利用しやすいような歩・車道の分離や段差解消
- 誘導ブロック等の整備など，障害者が安心して通れる道路整備の関係機関への要請
- 誘導ブロック設置歩道上の障害物撤去による歩行者空間の確保

② 移動・交通手段の確保・整備

- 障害者の利用に配慮したバス，JR等の整備についての関係機関への協力要請

③交通安全施設の整備

- 駅舎への「エレベーター・スロープ化」及び「音声による誘導化」の設置要請
- 公共施設を中心に，関係機関への障害者専用駐車場設置の要請

(4) 防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

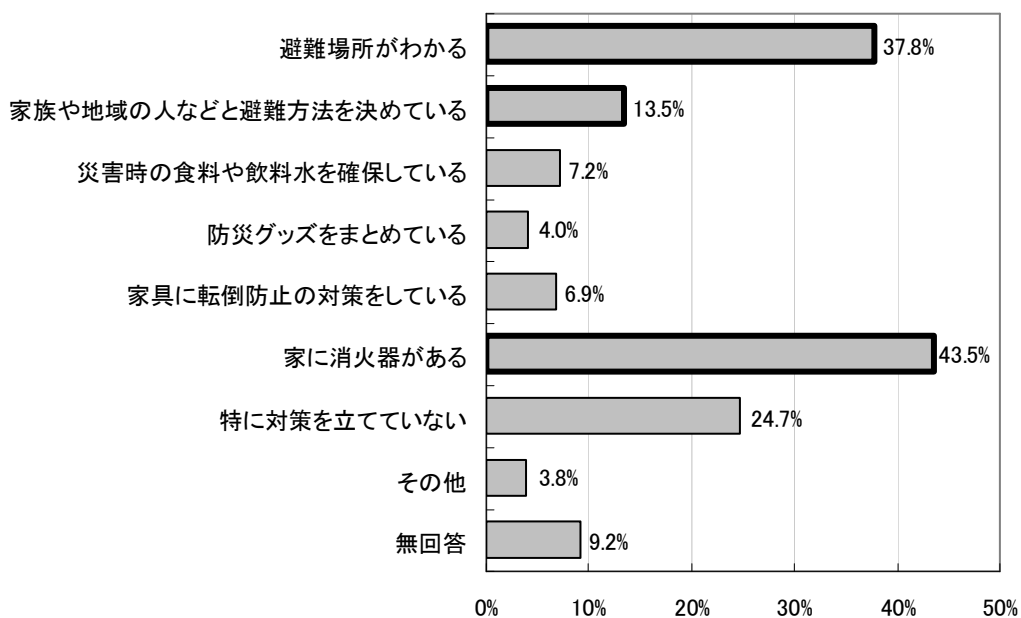
本市は過去において河川の氾濫等により大きな水害等に見舞われ、人家をはじめ多くの耕地や農作物等に甚大な被害を与えてきました。

平成18年7月23日には集中豪雨に見舞われ市内各所に大きな被害がでました。そのため本市においても地域防災計画を策定し治水対策、防災対策組織の確立、防災訓練の実施、防災意識の普及・啓発等を図っています。

アンケート調査によると地震や災害が起きた場合の日常的な対策として、「家に消火器がある」「避難場所が分かる」、「家族や地域の人などと避難方法を決めている」などを実施している人が多くあがっています。これらの障害者自身の対策や防災知識の普及・啓発を図っていくことと同時に、地域社会全体での対策を講じておくことが必要です。

今後、地域に住むすべての人が安心して生活するために防災・防犯ネットワーク構築と緊急通報システムの構築を早急に図る必要があります。

災害時の対策



資料：薩摩川内市障害者アンケート調査（平成18年度）

【計画と目標】

① 防災・防犯ネットワークの構築

- 防災知識の普及及び、障害者と警察署・消防署等，関係団体との連携強化に向けた防災・防犯のためのネットワークの構築
- すべての障害者が安心して生活ができるための緊急通報システムの確立

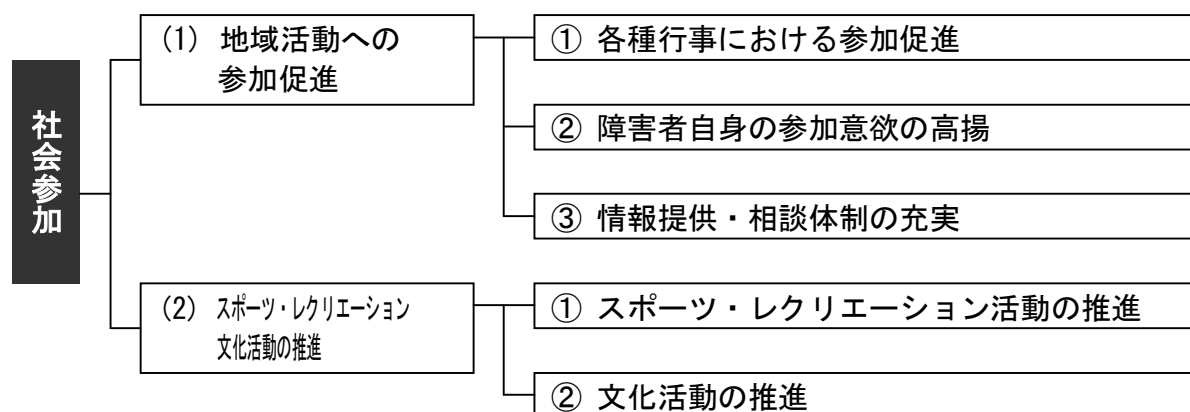
② 地域防災計画の促進

- 市地域防災計画に即した障害者等に対する防災体制の確立

③ 災害時要援護者避難支援モデルプランの作成

- ひとり暮らしの高齢者や障害者などが，災害時等における支援を地域の中で受けられる制度の確立

2-8 社会参加



(1) 地域活動への参加促進

【現状と課題】

障害者が地域社会で自立した生活を送り、積極的に社会参加していくためには、地域でのつながりを深めていくことが大切です。しかしながら、外出が困難な障害者には自治会などの行事への参加など極めて難しいのが現状です。

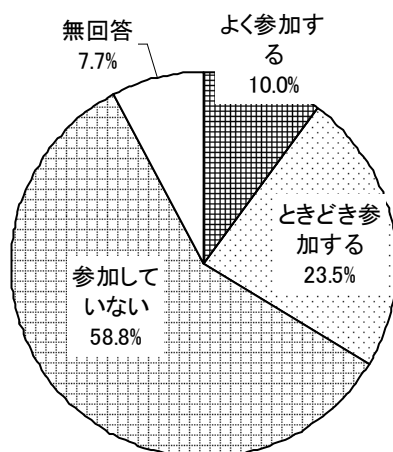
現在、市内の自治会単位での活動には清掃作業、子供会活動、運動会等様々なものがあります。

また、地域で障害者を支える人たちには、自治会長、民生委員・児童委員、在宅福祉アドバイザー、在宅介護支援センター、障害者生活支援センター等の方々がいっぱいいます。

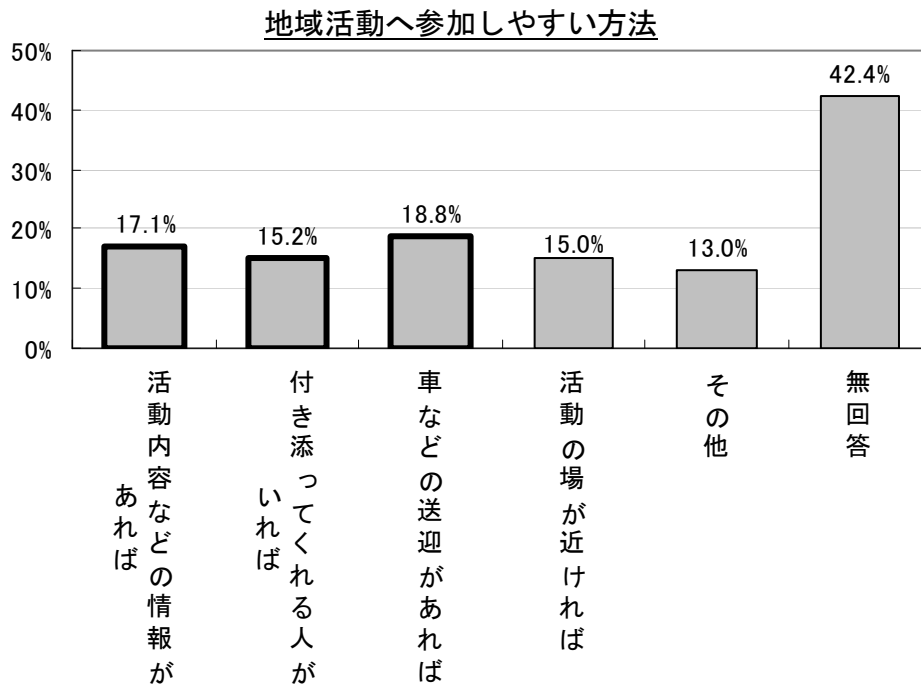
アンケート調査によると、地域活動への参加状況は、参加している人が約3割、参加していない人が約6割となっています。また、次ページのグラフのように、地域活動へ参加しやすい方法については、「車などの送迎があれば」、「活動内容などの情報があれば」、「付き添ってくれる人がいれば」などとなっています。

地域活動への参加を促進するには、障害者自身の心のバリアを解き、障害者自身の自主的な参加意欲を高めることと、受け入れる地域の人たちの理解が必要です。

地域活動への参加状況



資料：薩摩川内市障害者アンケート調査（平成18年度）



資料：薩摩川内市障害者アンケート調査（平成 18 年度）

【計画と目標】

① 各種行事における参加促進

- 市が実施する各種行事・イベント等への障害者の積極的な参加の支援
- 自治会などへの障害者に対する理解と支援の要請

② 障害者自身の参加意欲の高揚

- ボランティア団体と障害者の積極的な交流の支援
- 手話通訳者の派遣事業など、コミュニケーション手段の確保
- 障害者自身の保持する能力を生かした地域の文化活動への参加促進

③ 情報提供・相談体制の充実

- 広報等情報手段の充実による、障害者への情報提供の促進
- 障害者相談員、民生委員・児童委員等への活動支援のための情報提供
- 地区コミュニティ協議会と各種障害福祉団体等による福祉活動と推進

(2) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

【現状と課題】

障害を持つ人が日常生活において生きがいを持ち、健康でより豊かな生活を送るため、スポーツ・レクリエーション・文化活動などの社会参加を促進していくことが必要です。

毎年開催している「市民運動会」には障害者による競技種目を設け、障害者のスポーツ・レクリエーション参加と健常者との交流を図っています。

障害者の文化活動としては、例年、県の身体障害者作品展に本市からも出展し、手芸・アクセサリ・絵画等に積極的に取り組んでいます。

今後は、市が実施しているスポーツ・レクリエーション、各種文化教室等に障害者の参加が極めて少ないため、障害者の参加に配慮した手立てが必要であり、参加を促すことが重要です。

【計画と目標】

① スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 障害の種別や状況を考慮したスポーツ・レクリエーション活動の振興
- 各種スポーツ・レクリエーション大会の開催や障害者の促進および指導員の育成等の支援
- 障害者団体による「薩摩川内市ふれあい障害者福祉大会」の支援

② 文化活動の推進

- 県の障害者作品展等への参加促進および支援
- 市等が実施している各種文化活動等への参加促進および支援